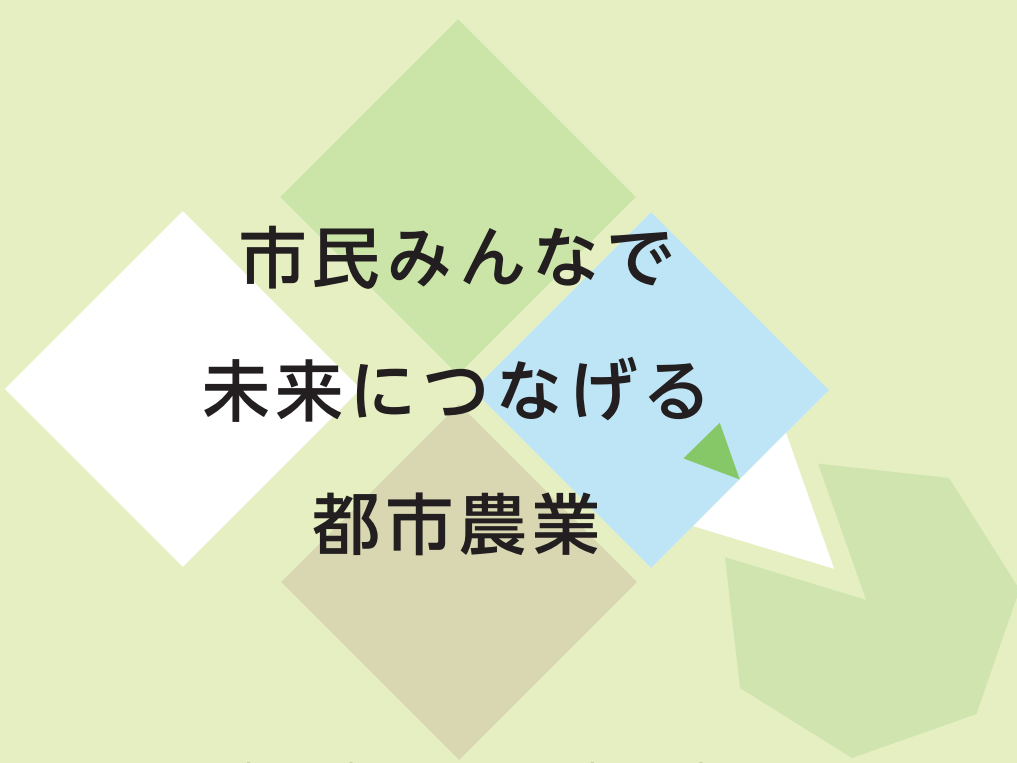


東久留米市農業振興計画 中間見直し



市民みんなで
未来につなげる
都市農業

令和3（2021）年度～令和7（2025）年度

令和3年3月
東久留米市

ごあいさつ



本市では、平成 28 年 3 月に「東久留米市農業振興計画」を策定し、「市民みんなで未来につなげる都市農業」を将来像として 4 つの基本方針に基づき、各種農業施策を展開してきました。

今回の「中間見直し」では、現計画の進捗状況等を点検・評価し、必要に応じて計画の見直しや改善等を行うとともに、都市農業に関連する法律の改正等を踏まえた今後 5 年間の農業施策への提言等を整理しています。

現在、市域面積の約 11%を占める農地は、消費者への安全・安心で良質な農産物の提供はもとより、市民のやすらぎの場となるなど多面的な役割を担っています。

このような、本市の貴重な財産・資源である農業・農地については、将来にわたり継続・保全していかなければならないと考えています。そのためには、市民の皆様の農業・農地に対するさらなるご理解・ご協力が必要であります。本計画にある施策の効果的な実現には、農業者や東京みらい農業協同組合などの農業関係団体をはじめ、商工業者、市民および行政が、本市農業の役割や必要性について認識を共有し、連携・協力を図っていくことが重要でありますので、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の中間見直しにあたり、多大なご尽力をいただきました東久留米市農業振興計画推進協議会及び東久留米市農業振興計画推進委員会の委員の皆様には心からの感謝を申し上げますとともに、農業者意向調査及び市民意向調査にお答えいただきました農業者、市民の皆様にも厚く御礼を申し上げます。

令和 3 年 3 月

東久留米市長

並木克巳

目 次

第 1 章 はじめに	1
1. 計画見直しの目的と計画の位置づけ	2
2. 東久留米市の農業の目指す方向性	3
3. 基本目標の設定	4
第 2 章 東久留米市の農業	5
1. 農業を取り巻く環境の変化	6
1 都市農業に関する動向	6
2 東久留米市農業振興計画の 5 年間の振り返り	8
2. 東久留米市の農業の現状と課題	10
1 農業経営	10
2 担い手の現状と課題	14
3 農地の現状と課題	16
4 農業者と市民との交流に係る現状と課題	18
第 3 章 計画の実現に向けた施策の展開	21
1. 計画の体系	22
2. 施策の展開	23
1 魅力ある農業経営づくり	23
2 市民生活を支える農地の維持、保全	27
3 暮らしにうるおいをもたらす農業の展開	30
4 東久留米市農業振興計画の推進	33
3. 東久留米市農業振興計画の実現に向けて	34
4. 重点事業の設定	35
第 4 章 東久留米市の農業基本構想	37
1. 基本目標の設定	38
2. 経営モデルの設定	41
資料編	43
1. 開催概要	44
2. 東久留米市農業振興計画推進協議会・推進委員会設置要綱等・委員名簿	45

第 1 章 はじめに

1. 計画見直しの目的と計画の位置づけ

1 東久留米市農業振興計画中間見直しの目的

東久留米市（以下「本市」という。）は、平成 28（2016）年 3 月に東久留米市農業振興計画を策定し、平成 28（2016）年度から令和 7（2025）年度までの 10 年間の農業施策を明らかにし、その推進を図ってきました。

令和 3（2021）年度からの計画後期にあたり、これからの社会情勢や農業を取り巻く環境の変化に対応した農業施策を推進する必要があります。特に、令和 3（2021）年には 1 年延期となった東京オリンピック・パラリンピックが開催されること、令和 4（2022）年には生産緑地地区指定から 30 年が経過した農地の買取り申出が可能となることを受けた各種制度改正が進み、今後、都市農業を取り巻く状況は大きく展開する可能性を有しています。

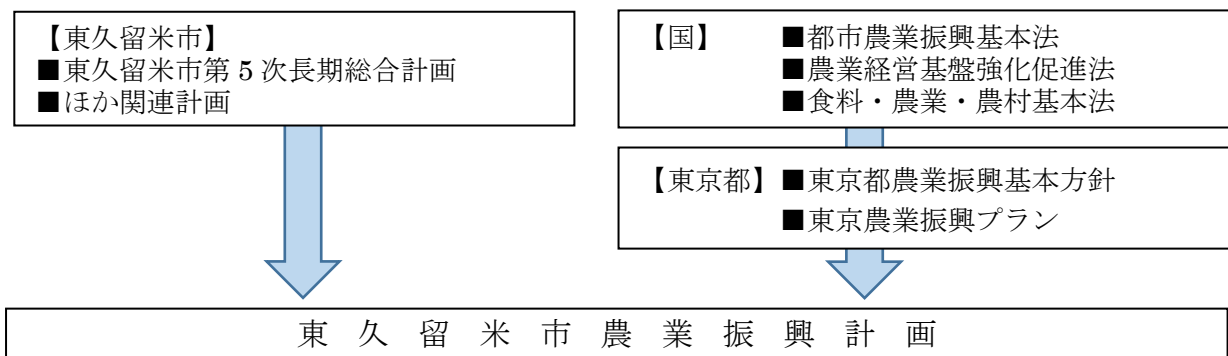
これまでの計画の進捗状況等を点検・評価し、必要に応じて計画の見直しや改善等を行うとともに、今後の農業施策への提言等を中間見直しとして整理します。

2 計画の位置づけと関連計画等との関係

本計画は、「東久留米市第 5 次長期総合計画」を上位計画とする農業分野の計画として位置づけ、農業分野の振興方針をより具体的に示すものです。

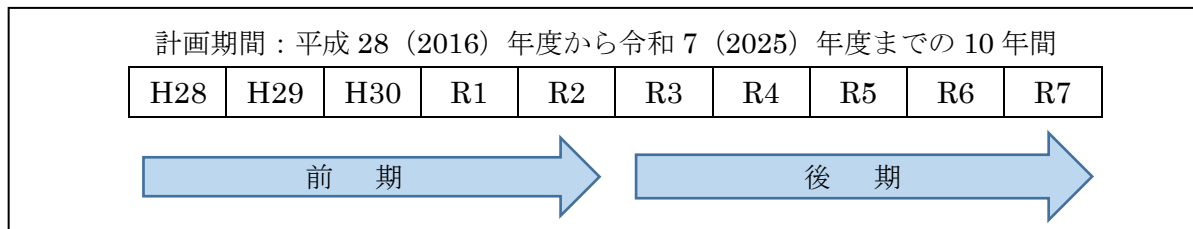
また、本計画は、「都市農業振興基本法」における、東久留米市の地方計画を兼ねるものです。また、「農業経営基盤強化促進法」の基本構想としても位置づけられ、農業経営改善計画の策定支援及び認定農業者制度の適用の前提となるものです。

本計画は、「東京農業振興プラン」との整合も図り、本市における農業振興の方針・施策を明らかにするとともに、実現に向けた具体的な事業を選定します。



3 計画期間

本計画は、平成 28（2016）年度から令和 7（2025）年度までの 10 年間を計画期間とします。今回の中間見直しは、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの取組みとし、計画の進捗状況や社会経済情勢を注視しながら、施策を推進します。



2. 東久留米市の農業の目指す方向性

1 将来像

市民みんなで未来につなげる都市農業

東久留米市の農業は、市場において高い評価を得る農産物を生産してきましたが、身近な消費者である市民を対象とした農業に変化しつつあります。市民も、大半が日常生活への新鮮で安全な農産物の供給基地としての役割を期待しており、農業に触れ合う機会として、農産物の直売会などの農業イベントの実施を望んでいます。一方、農業者と市民の交流や相互理解は、都市農業を継続する上での課題であり、農業・農地について共通の認識を持ち、ともに農業の発展を考え実践していく必要があります。そのため、市民生活を支えている農業・農地を農業者も含めた市民みんなで次世代へ引き継ぐことをめざして、『市民みんなで未来につなげる都市農業』を将来像とします。

2 基本方針（施策の柱）

将来像を実現するために、「① 魅力ある農業経営づくり」、「② 市民生活を支える農地の維持、保全」、「③ 暮らしにうるおいをもたらす農業の展開」、「④ 東久留米市農業振興計画の推進」、の4つを基本方針（施策の柱）とし、その内容に基づき施策の展開を図ります。

① 魅力ある農業経営づくり

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、認定農業者をはじめ、個々の経営体の発展をめざすとともに、市民に身近な農業として、環境保全型農業の推進を図り、安全・安心な農産物の生産・供給を進めます。

また、魅力ある農業経営を進め、若い農業後継者や女性農業者など多様な担い手を育成するとともに、農業者・市民のニーズに応じた援農の仕組みづくりを進めます。

② 市民生活を支える農地の維持、保全

農業生産において基盤となる生産緑地の維持・拡大を進め、農地の保全を図ります。

また、都市の農地の持つ景観、歴史文化、市民交流、レクリエーション、教育、防災機能などの多面的機能を生かし、市民・農業者をはじめ、関係団体、行政などが共通の考え方をもち、農地及び農業環境を市民生活に位置づけた計画的なまちづくりを進めます。

③ 暮らしにうるおいをもたらす農業の展開

市民と農業者がお互いの立場を理解し、交流を深めることは、農地の保全や農業経営の発展に寄与するだけでなく、お互いの生活にうるおいをもたらします。農業や農産物に関する情報交換・交流の機会や体験型農園など市民が農にふれあう機会の拡充を図るとともに、市民と農業者が協力しあい、農業環境や景観を継承するまちづくりを進めます。

④ 東久留米市農業振興計画の推進

長期総合計画をはじめとする各種行政計画と連携して事業を推進するために、庁内の計画推進体制の充実を図るとともに、本計画の実践及び進捗管理を進めるための体制の強化を図ります。

3. 基本目標の設定

本計画の計画期間に基づき、5年後の令和7（2025）年度の市内農業に係る主要な指標の基本目標を次のように設定します。

① 農家数

農家数は、平成27（2015）年の時点で274戸（2015農林業センサス）でしたが、令和2（2020）年では241戸（2020農林業センサス調査結果速報）と、5年間で33戸（12.0%）、年平均6.6戸減少しています。このまま推移した場合、令和7（2025）年度には208戸にまで減少してしまうことが予想されます。本計画で示す施策を展開することにより、令和7（2025）年度の農家数を概ね220戸と設定します。

年	農家数（戸）
平成27年	274
令和2年	241
令和7年	220

② 農地面積

農地面積は平成27（2015）年時点で164.4haでしたが、平成28（2016）年時点で161.5ha、平成29（2017）年時点で158.2ha、平成30（2018）年時点で154.0ha、令和元（2019）年時点で150.2ha、令和2（2020）年時点で147.4ha（市民部課税課資料）と、5年間で17.0ha減少（平均すると3.4ha/年間の減少）しており、このまま推移すると、令和7（2025）年度は130.4haとなります。農地保全施策を展開することで、令和7（2025）年度の農地面積を概ね135.0haと設定します。

年	農地面積（ha）
平成27年	164.4
平成28年	161.5
平成29年	158.2
平成30年	154.0
令和元年	150.2
令和2年	147.4
令和7年	135.0

③ 中核的な農家数

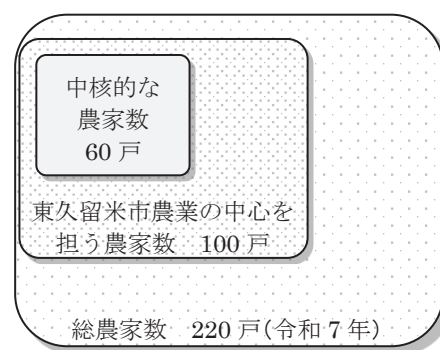
中核的農家は農業経営志向が高く、効率的かつ安定的な経営を行うとともに、経営モデルに該当する所得（300万円以上）を目標とする農家として、概ね60戸（総農家数の約27.3%：令和2年の認定農業者数は51名）と設定します。

④ 東久留米市農業の中心を担う農家数

農業者意向調査をもとに、年間農業所得の目標額が100万円以上で農業継続意欲のある農家を対象とし、概ね100戸（総農家数の約45.5%）と設定します。

⑤ 小規模農家

経営規模の小さな農家においても、10a当たり15～30万円の農業販売金額を目標に、直売等によりすべての農家が販売に取り組むことを目標とします。



農家数の設定

第2章 東久留米市の農業

1. 農業を取り巻く環境の変化

1 都市農業に関する動向

都市農業は、都市住民の生活との関係の中で発展し、都市的土地利用との競合の影響を受けてきました。高度経済成長期には、労働力を支える住宅需要の下で、住宅難の解消を求める世論が大勢を占め、都市農業への風当たりは強まりました。人口が増加し、市街地が急激に拡大する一方、農薬散布等による周辺住民からの苦情、地価の上昇による土地所有コストの増大等により、農業経営は逆風にさらされました。

しかし近年、都市農業に対する住民の世論は大きく変わりつつあり、近隣の農地で生産された新鮮な農産物が手に入ることが高く評価されるとともに、自らが農作業に携わりたいというニーズも高まっています。

こうした中、都市農業が果たしてきた農産物の供給機能に加えて、防災、景観形成、環境保全、農業体験学習の場等の様々な機能への評価が高まっています。

都市農業振興基本法（平成 27（2015）年 4 月制定）

「都市農業振興基本法」が制定され、都市農業の振興に対する基本理念が定められました。さらに、平成 28（2016）年 5 月に、都市農業基本法第 9 条に基づく「都市農業振興基本計画」が閣議決定され、都市農業の振興と農地保全に関する国の基本的な考えが示される等、都市農業が安定的に継続できる環境が整いつつあります。このことにより、これまで宅地や公共施設の予定地等としてみなされてきた都市農地の位置づけが、「あるべきもの」へと大きく転換され、都市を形成する上で重要な役割を果たすものとなりました。

都市農業に関連する法律の改正等

■都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29（2017）年施行）

公園、緑地等のオープンスペースは、良好な景観や環境、にぎわいの創出等、潤いのある豊かな都市を作る上で欠かせないものです。また、災害時の避難場所としての役割を担うほか、住民が身近に自然に親しめる空間として評価が高まっています。

このように様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくための都市緑地法の一部を改正する法律及び関係政省令が施行されました。

《都市緑地法等の改正等の主な内容》

法律	項目	改正前	改正後
生産緑地法 （平成 29 年 6 月） 一部改正	生産緑地地区の面積要件の引き下げ	一団で 500 ㎡以上の区域とする規模要件 ・公共収用等に伴い、又は生産緑地地区の一部の解除で残された面積が規模要件を下回ると、生産緑地地区全体が解除。	面積条件を条例で 300 ㎡まで引き下げ可能 ・同一又は隣接する街区内に複数の農地がある場合、一団の農地等とみなして指定可能に（但し、個々の農地は各々 100 ㎡以上）。
	生産緑地地区における建築規制の緩和	・農林漁業を営むために必要で生活環境の悪化をもたらすおそれがないもの限定（ビニールハウス、集荷施設、農機具収容施設、共同利用選果場、休憩所・農作業講習施設等）。	・営農継続の観点から、新鮮な農産物等への需要に応え、農業者の収益性を高める施設を追加（生産緑地で生産された農産物等を活用する製造・加工施設、販売施設、レストラン）。

法律	項目	改正前	改正後
生産緑地法 (平成29年6月) 一部改正	特定生産緑地制度	(制度創設)	・生産緑地の所有者等の意向を基に、市町村は当該生産緑地を特定生産緑地として指定。 ・指定された場合、市町村に買取り申出ができる時期は、生産緑地指定後30年から、10年延期。 ・10年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長可能。
都市計画法 (平成29年6月) 一部改正	田園住居地域の創設	(用途地域の創設)	・住居系用途地域の一類型として田園住居地域の創設。 ・住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域を、あるべき市街地像として都市計画に位置づけ、開発/建築規制を通じてその実現を図る。
農地法 (平成29年6月) 一部改正	農業用ハウス等の底地を全面コンクリート張りした場合も農地扱いとする制度	・農作物の栽培施設(農業用ハウス等)の底地を全面コンクリート張りにした場合は農地に該当しないものとして取り扱う。	・農業用ハウス等の底地を全面コンクリート張りにした場合も、「農地」として扱い、固定資産税や相続税等の税制上も「農地」として扱う。

■都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成30(2018)年9月施行)

農業従事者の減少・高齢化が進む中、都市における限られた貴重な資源である都市農地(生産緑地地区の区域内の農地)については、農地所有者以外の者であっても、意欲ある都市農業者等によって有効に活用されることが重要です。このことから、都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上を目指していきます。

《都市農地の貸借の円滑化に関する法律の主な内容》

改正前	改正後
○生産緑地の貸借は事実上困難 (生産緑地で相続税納税猶予制度の適用農地では営農困難時を除き貸借不可)	・相続税納税猶予制度適用農地での貸借が可能となり、貸借中に生産緑地の相続が発生した場合も相続税納税猶予制度の適用を受けることができるようになる。 ＜生産緑地の貸借＞ ・生産緑地の貸借を申請する申請者(借受人)が市長に事業計画を提出、農業委員会の決定を経て事業認定。 ・貸借の期間満了時に貸付者に返還、法人の借受けも可能。 ＜JA・市以外の者における市民農園の開設＞ ・特定農地貸付法の貸付規定等の要件を満たし、市、所有者、開設者での協定が必要。 ・協定には適正に利用されていない場合に協定を廃止する旨を盛り込むことが要件。

東京農業振興プラン(平成29(2017)年5月策定)

『都市と共存し、都民生活に貢献する力強い東京農業』を実現させるため、「1 担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開」、「2 農地保全と多面的機能の発揮」、「3 持続可能な農業生産と地産地消の推進」、「4 地域の特徴を活かした農業の推進」の4つの視点で、新たな農業振興施策を展開しています。

区部や多摩の都市地域については、都民への農産物の供給に加えて、農業・農地が持つ多面的機能をさらに発揮する取組みを推進することが位置づけられており、都市農業活性化への支援、都市農地保全への支援、農地の創出・再生への支援等が進められています。

2 東久留米市農業振興計画の5年間の振り返り

本計画では、4つの基本方針のもと、その実現に向けて様々な施策を展開してきました。それらの施策について、庁内の関係部署における実施状況も踏まえ整理します。

① 魅力ある農業経営づくり

(1) 活力ある経営体の育成

- ・将来に渡り安定的かつ戦略的な農業経営を図る認定農業者の拡大を目指し、説明会やフォローアップ相談会を開催し、認定農業者数の増加に結びつけました。（重点事業2）
- ・認定農業者で組織される「認定農業者の会」の運営支援を行うほか、「農業経営者クラブ」との合同で開催される研修会の支援を行いました。（重点事業2）
- ・認定農業者を含めた経営体に対し、東京都による各種補助事業を活用し、経営力強化のための施設整備、農地保全への取組み、優良農地の創出について支援しました。（重点事業2）

(2) 後継者、担い手の育成

- ・国や東京都、JAと連携の上、農業者に対して各種研修に関する情報提供を行っています。優れた農業経営を確立しつつ担い手の育成を目的として創設された「東京都指導農業士制度」については、数名の農業者が認定を受けています。
- ・一般社団法人東京都農業会議の後継者顕彰制度を活用し、より一層の農業経営にまい進できるよう、農業委員会において候補者を推薦しており、顕彰者で組織される「農業経営者クラブ」の運営を支援しています。

(3) 地域性を生かした農業生産

- ・東久留米市特産の柳久保小麦を活用した様々な製品が作られており、その他にも農業者による蜂蜜の生産販売、野菜や果樹などを活用した加工品の販売も進められています。
- ・農産物を「特産品」として市内外の消費者等にPRするため、直売所や量販店等に掲げるプレートを作成しました。（重点事業3）
- ・環境に配慮した農業を推進するため、農業用資材、有機質堆肥の購入に係る経費の支援を行っています。

(4) 消費者と結びついた流通、販売

- ・市内に80か所以上の直売所があり、直売所マップを作成してPRしています。（重点事業3）
- ・令和2年、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた飲食店の支援、地場産農産物の販売拡大を目的に、地場産農産物利用飲食店支援事業を実施しました。（重点事業3）
- ・全市立小・中学校で、市内産農産物を使用した給食を食べる「くるめ産給食の日」を実施しています。また、教育委員会学務課と農業者の情報交換を行いました。（重点事業4）

・（重点事業〇）参考 P. 35

② 市民生活を支える農地の維持、保全

(1) 生産緑地の維持、保全

- ・都市農地を有する都内区市町で構成する「都市農地保全推進自治体協議会」などを通じ、都市農地保全の推進について国へ要望しており、そうした取組みなどにより、平成27年に「都市農業振興基本法」が成立、大都市東京の中で大きな役割を果たしている都市農業及び農地が法に位置づけられることとなりました。
- ・平成29年6月には「生産緑地法」の改正があり、生産緑地の下限面積が緩和されるとともに、特定生産緑地制度が創設、平成30年には「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行されるなど、農地保全に係る環境整備が図られてきており、特定生産緑地制度については、相続税の納税猶予を受けることができるため、様々な機会をとらえ制度の周知に努めました。
- ・毎年11月頃に実施する都市計画審議会に諮り、生産緑地の追加指定を行っています。

(2) 農地の保全と有効活用

- ・東京都による補助事業を活用し農地保全に結び付く施設整備支援を行いました。
- ・東京都の制度を活用し広域援農ボランティアの案内及び募集を行っています。

(重点事業5)

(3) まちづくりとの連携

- ・地震などの大規模な災害が発生したときに、農地を避難空間として利用する防災協力農地について、市とJAとの連携により、協定を結んだ上で指定しています。

③ 暮らしにうるおいをもたらす農業の展開

(1) 東久留米市農業のPRと交流の場づくり

- ・農業者と市民の交流の場として、畑などで行われる収穫体験や即売会の農業イベント情報について、広報や市ホームページ・SNSで情報発信をしています。（**重点事業7、8**）
- ・農業体験ウォーキング、直売所を巡る農さんぼなど、農業者と市民の交流イベントを実施しています。（**重点事業8**）

(2) ふれあいの場の確保と拡大

- ・体験型農園に関する説明会を実施し、農園数の拡大に結び付けました。（**重点事業6**）
- ・市民農園については、土地所有者から借用して運営しており、所有者の意向により返還（閉園）した場合には、市全体のバランスを考慮しつつ新たな市民農園の開園に結び付けるなど、農園数の維持に努めました。（**重点事業8**）

(3) 都市環境へのうるおいの提供

- ・緑地と一体となって武蔵野の風景を形成している農地については、東久留米市第二次緑の基本計画及び東久留米市緑地保全計画において、保全の対象とされています。

④ 東久留米市農業振興計画の推進

- ・毎年度、農業振興計画推進協議会、同推進委員会を開催し、農業振興計画の推進に向けた検討、進捗状況の管理を行っています。

2. 東久留米市の農業の現状と課題

中間見直しにあたり実施した、農業者及び市民への意向調査、関連統計資料の分析結果から、本市の農業の現状と課題について整理します。

	農業者意向調査	市民意向調査
配布数	296 票	500 票
有効回答票数	152 票	221 票
回収率	51.4%	44.2%

1 農業経営

野菜を中心として、果樹、植木、花き、麦類の生産がされている

市内の「作付延べ面積」のうち、「野菜」が最も多く 142.5ha で 74.4%を占め、「果樹」が 13.3%、「植木」が 4.1%、「花き」が 3.1%、「稲・麦類」が 2.6%となっています。野菜の品目では、「ホウレンソウ」、「コマツナ」が「野菜作付延べ面積順位」、「農業産出額順位」とも上位 3 位に入っており本市を代表する品目となっています。

作付延べ面積 ※果樹・花き・植木は「ほ場面積」		
品目	面積 (ha)	構成比 (%)
野菜	142.5	74.4
果樹	25.4	13.3
植木	7.8	4.1
花き	6.0	3.1
稲・麦類	4.9	2.6
緑肥作物	3.0	1.6
芝	1.5	0.8
飼料作物	0.4	0.2
そば・雑穀類	0.1	0.1
豆類	0.1	0.1
合計	191.6	

野菜作付延べ面積順位			
品目	面積 (ha)	収穫量 (t)	産出額 (百万円)
ホウレンソウ	26.66	288	85
コマツナ	12.79	230	63
ダイコン	11.22	453	29
トウモロコシ	10.7	93	21
ブロッコリー	9.96	98	20
エダマメ	8.67	79	58
バレイショ(ジャガイモ)	6.69	128	14
キャベツ	6.04	252	15
カブ	5.87	140	16
サトイモ(キョウイモ)	5.7	56	16

農業産出額順位		
順位	品目	構成比 (%)
1 位品目	ホウレンソウ	11%
2 位品目	トマト	11%
3 位品目	コマツナ	8%
4 位品目	エダマメ	7%
5 位品目	ニホンナシ	4%

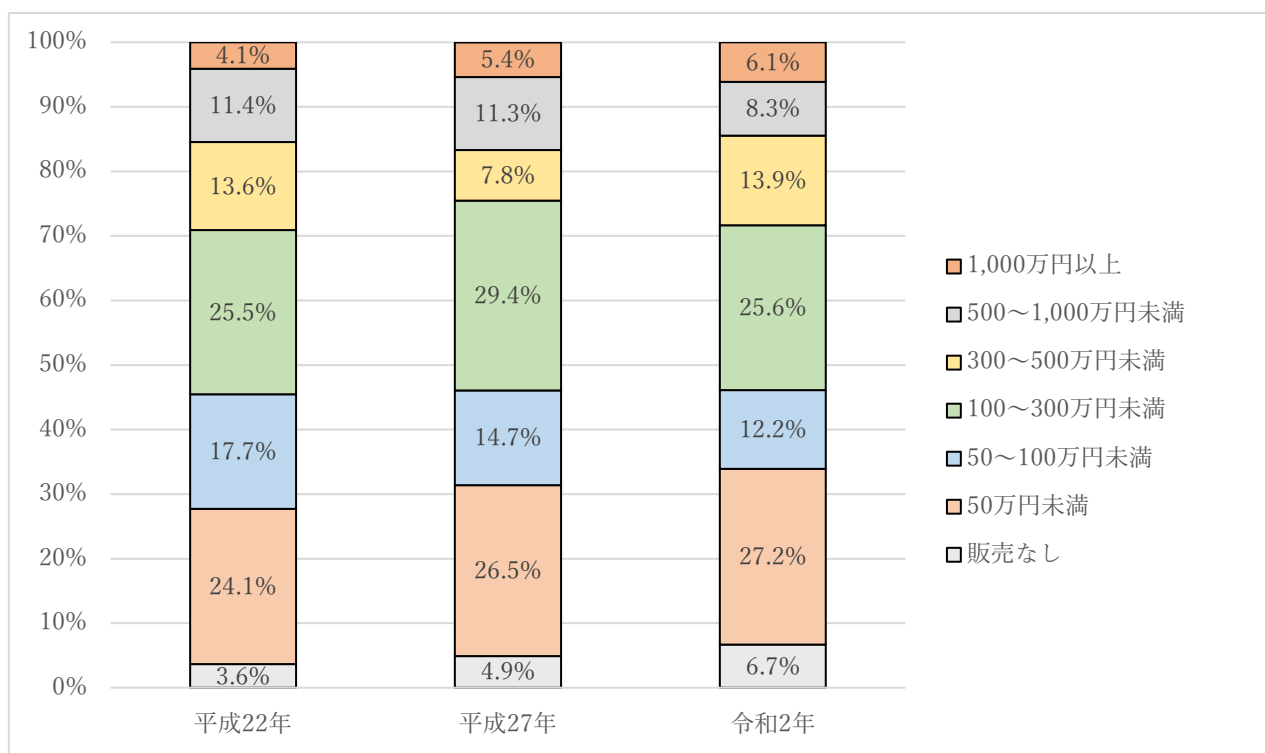
資料：東京都農作物生産状況調査結果（平成 30 年産）

販売金額規模の小さい農家（50 万円未満）の割合が増加傾向にある

本市の農家数を販売金額規模別に見ると、令和 2(2020)年現在で認定農業者の目安としている販売金額 300 万円以上の農家は全体の 28.3%、100 万円未満の農家は全体の 39.4%となっています。

また、平成 22（2010）年から令和 2（2020）年の農産物販売金額規模別経営体数割合を見ると、販売金額の大きい農家（300 万円以上）の割合は概ね横ばいですが、販売金額の小さい農家（50 万円未満）の割合は増加傾向にあります。

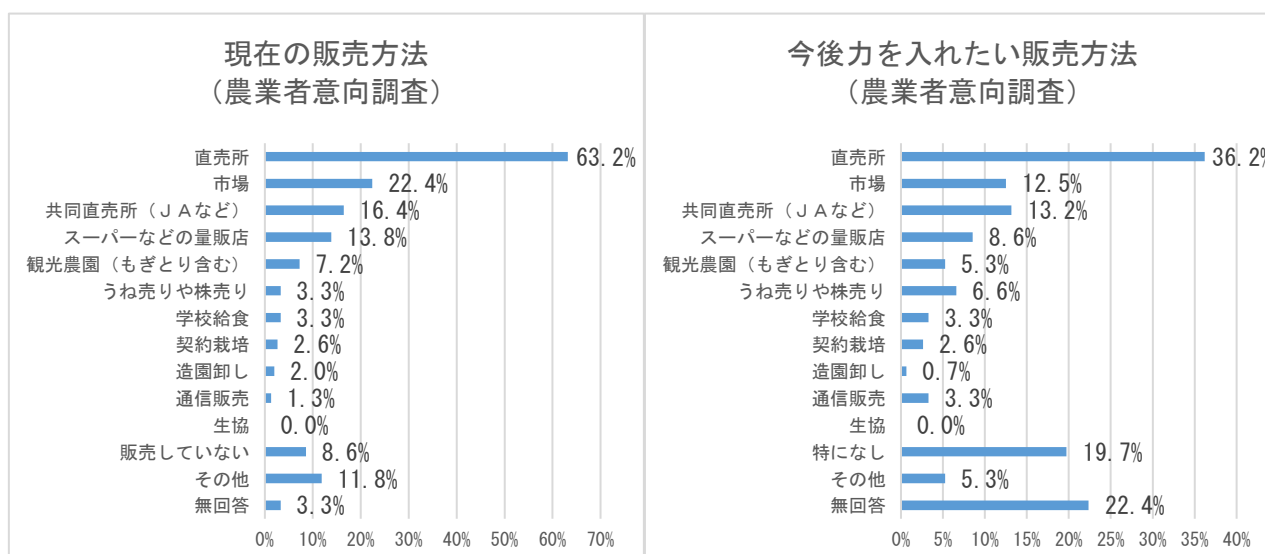
「農産物販売金額規模別経営体数」



資料：農林業センサス（令和 2 年は 2020 農林業センサス結果速報より）

農畜産物の販売方法について、直売所での販売に力を入れたい農業者が多い

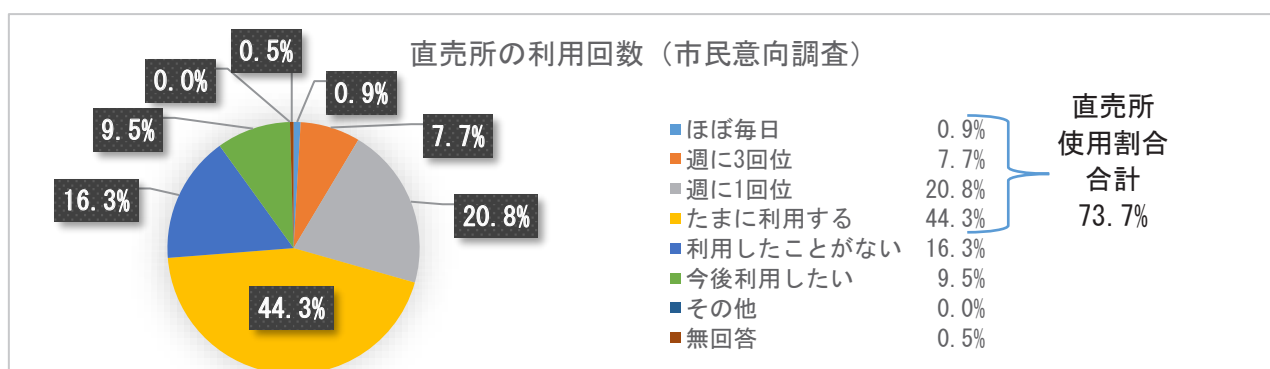
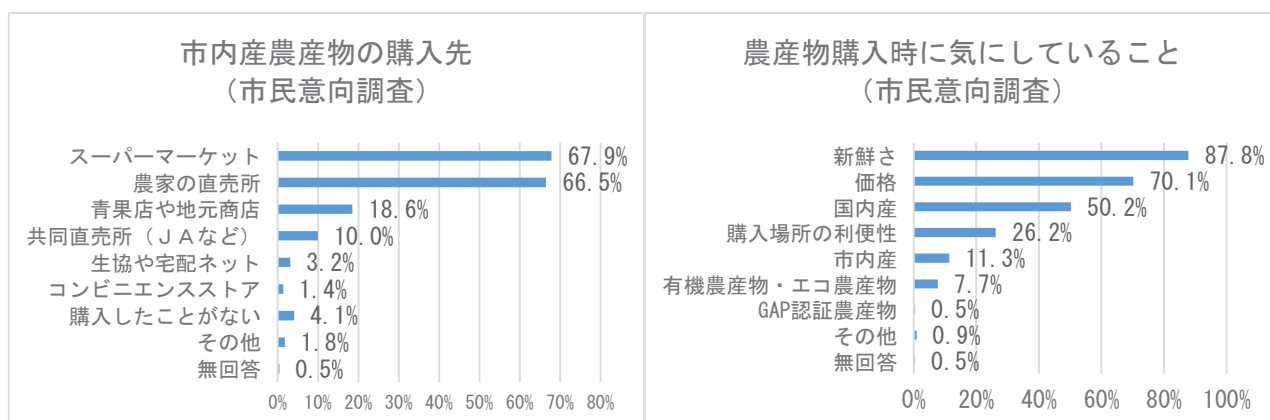
農畜産物の現在の販売方法は、1 位が「直売所」、2 位が「市場」となっています。また、農業者が今後力を入れたい販売方法は、1 位が「直売所」、2 位は「共同直売所（JA など）」となっています。農業者の意向は、直売所での販売を進めたいということが伺えます。



市内産農産物の購入はスーパーマーケットが最も多い

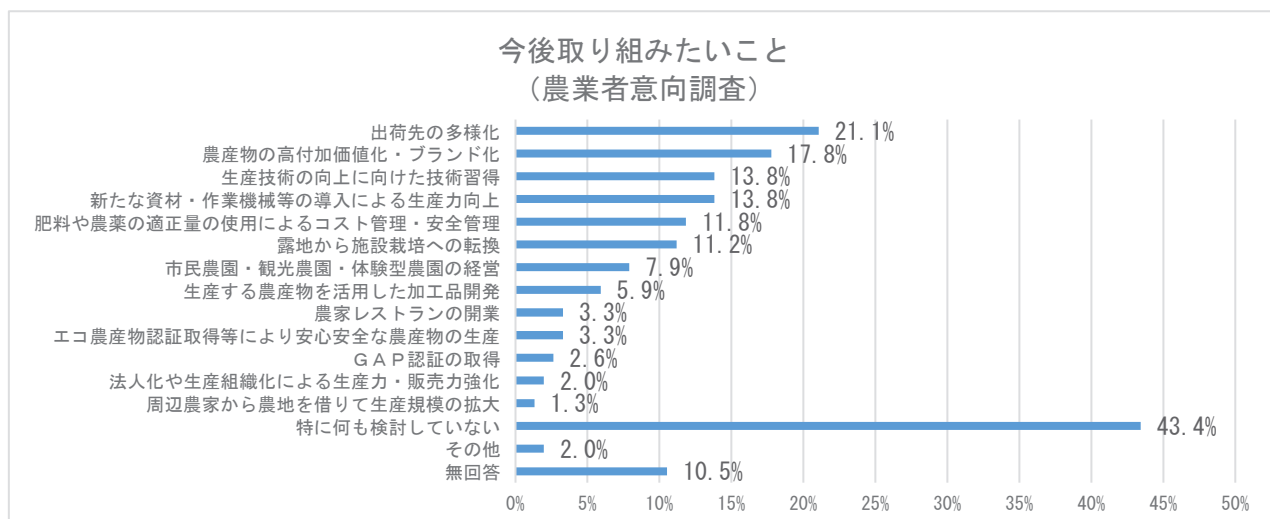
市民の市内産農産物の購入先は、1位が「スーパーマーケット」、2位が「農家の直売所」、3位が「青果店や地元商店」、4位が「共同直売所（JA など）」となっています。また、農産物を購入する際に気にしていることは、「新鮮さ」、「価格」、「国内産」の順になっています。直売所の利用に関しては、「ほぼ毎日」、「週に3回位」、「週に1回位」、「たまに利用する」を合計すると73.7%となり、「今後利用したい」と答えた方も9.5%となっています。

消費者が農産物を購入する際に最も気にしている点が新鮮さであり、生産地と消費地が近い市内産農産物の更なる販売拡大の可能性がありま



農業収入を安定化させるために出荷先の多様化を検討している農業者が多い

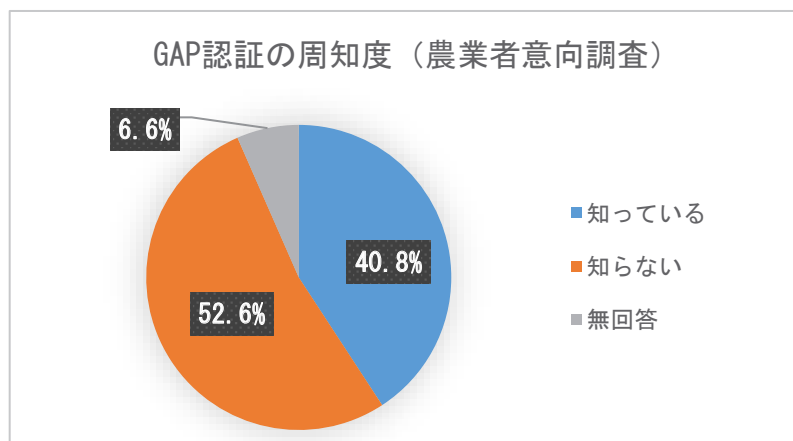
農業収入を安定化させるために今後取り組みたいことについては、「出荷先の多様化」を検討している農業者が多く、次いで「農産物の高付加価値化・ブランド化」となっています。一方で、「特に何も検討していない」という回答が最多となっており、営農意欲を高める取組みが求められます。



GAP認証を知っている農業者の割合は約4割

GAPとは Good Agricultural Practices の頭文字を取ったものであり農業による食品の安全性の保持、労働者の安全確保、環境保全への基本的な取組みを指します。農林水産省では農業生産工程管理と呼んでおり、農業版ISOとも言われています。

GLOBALG. A. P.、AS IAGAP、JGAPなどの制度があり、農産物納入にあたりGAP認証の取得を条件とする企業があり、今後もそうした流れが進むものと予想されます。農業者意向調査によりますと、GAP認証を知っている農業者の割合は約4割となっています。



【今後の課題】

以上のような現状を踏まえ、本市の農業経営の安定化、持続的農業経営等に向けた課題は、次のとおりです。

- ☐ 営農意欲を高める取組みや経営改善意欲のある農業者への支援
- ☐ 市内産農産物の更なる販売拡大
- ☐ GAP認証制度の周知

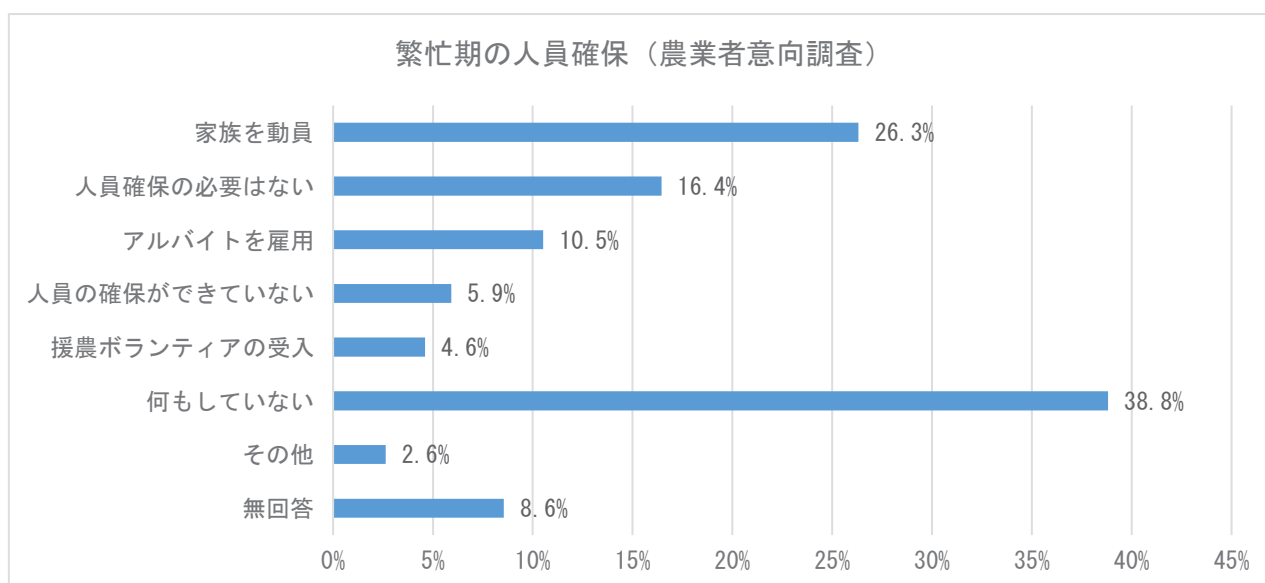
2 担い手の現状と課題

農家数の減少が続いており、繁忙期の人員確保も課題である

平成 22(2010)年から令和 2(2020)年までの 10 年間で、農家数は 58 戸減少、割合では 19.4%減少しています。繁忙期の人員確保については、「家族を動員」している農業者が 26.3%、「アルバイトを雇用」する対策を行っている農業者が 10.5%いますが、「人員の確保ができていない」農業者が 5.9%います。

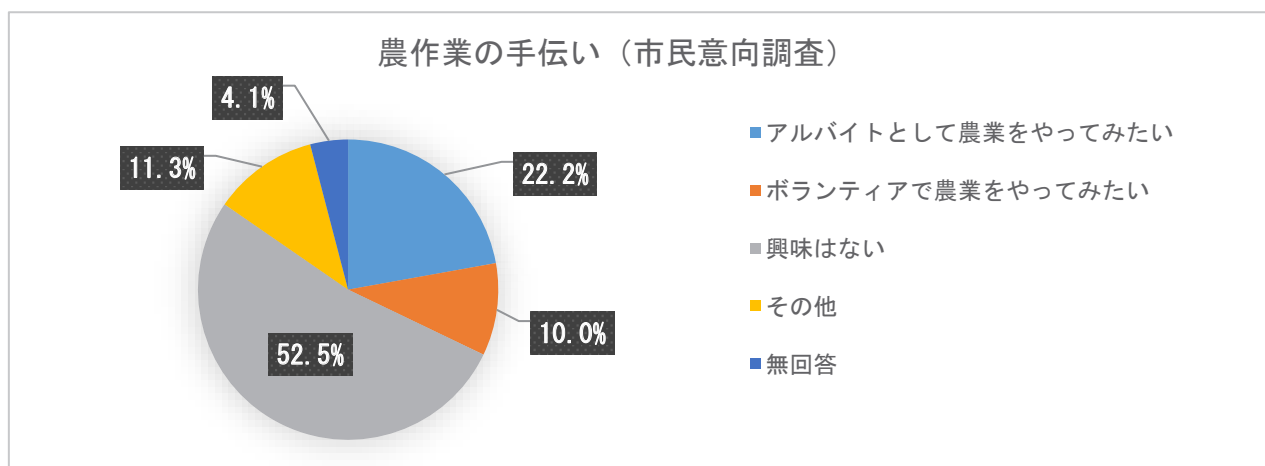
「総農家数」		
年	総農家数	減少割合
平成 22 年	299	19.4%減
令和 2 年	241	

資料：農林業センサス（令和 2 年は 2020 農林業センサス結果速報より）



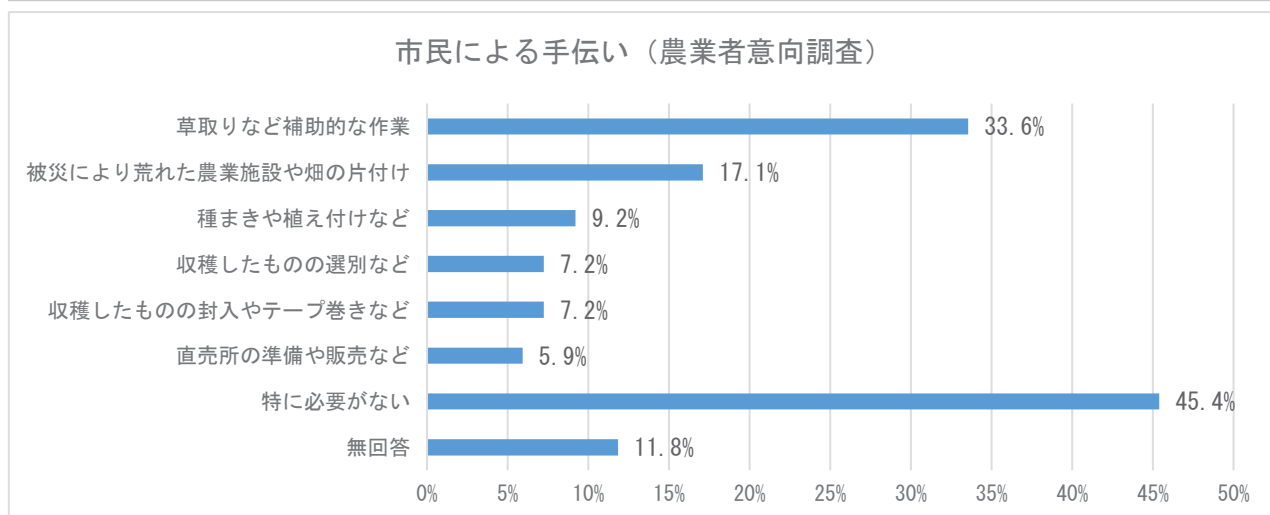
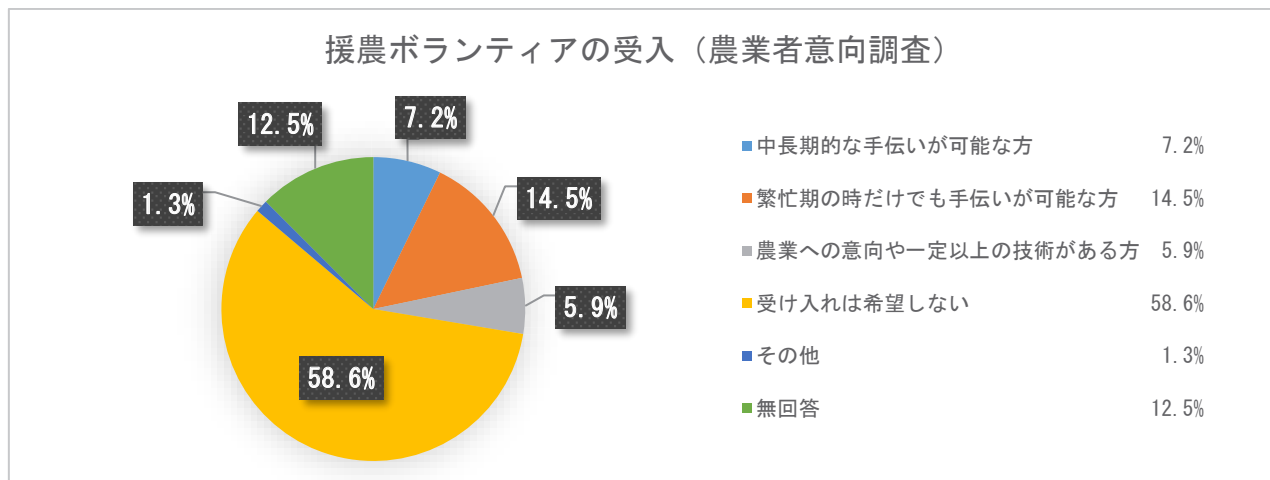
アルバイト・ボランティアでの農作業に興味のある市民がいる

農作業について、「アルバイトとして農作業をやってみたい」と答えた市民が 22.2%、「ボランティアで農作業をやってみたい」と答えた市民が 10.0%であり、合計すると 32.2%となります。



作業内容によって、市民の手伝いを希望する農業者がいる

援農ボランティアとして受け入れる意向のある農業者の割合は 27.6%となっています。また、市民による手伝い（作業内容）について、草取りなど補助的な作業であれば受け入れたい農業者が 33.6%となっており、専門的な知識がなくても担える作業が多くあります。



【今後の課題】

以上のような現状を踏まえ、本市の担い手の確保等に向けた課題は次のとおりです。

- ☐ 後継者や新規就農者の確保に向けた支援の検討
- ☐ 市民が農作業の担い手となる仕組みづくり

3 農地の現状と課題

農地面積の減少が進んでいる

本市の面積 1,288ha のうち、農地面積は 147.4ha あり 11.4%の割合を占めていますが、平成 22(2010)年から令和 2(2020)年までの 10 年間で、33.1ha の農地が減少しました。

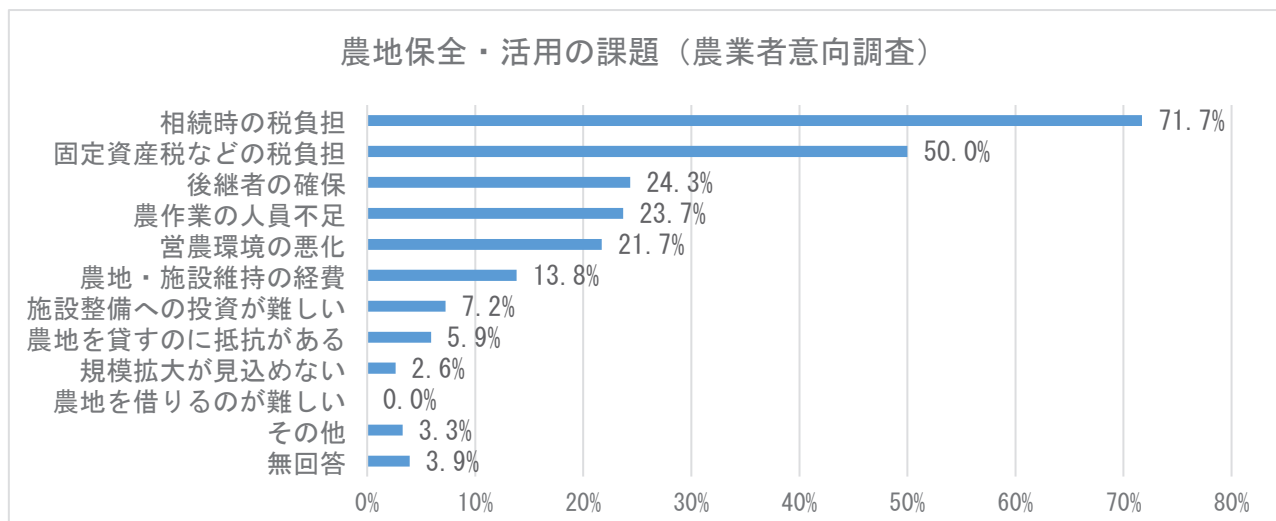
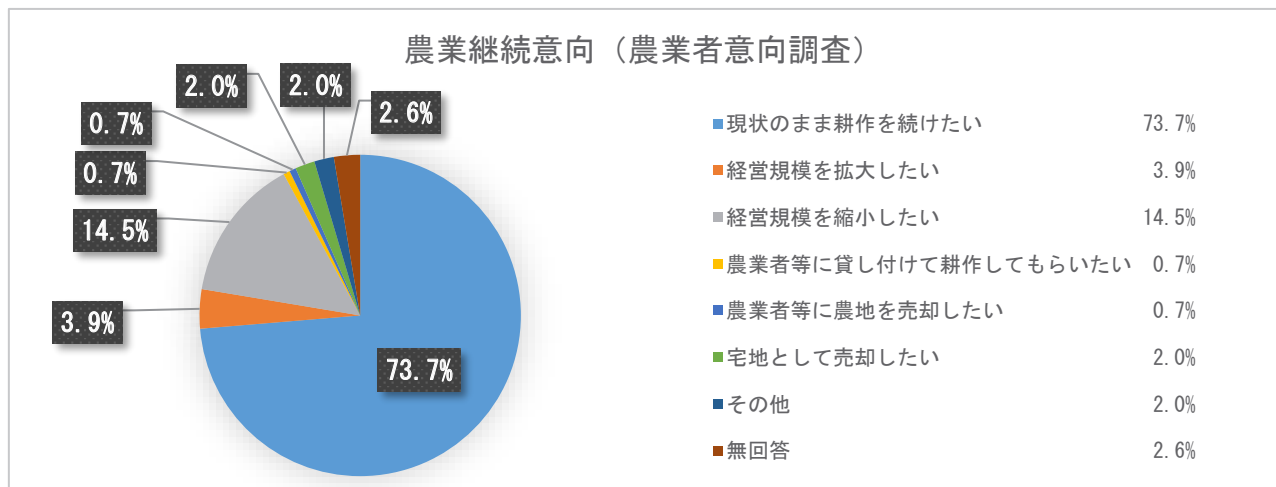
「本市の農地面積と割合」

年	市総面積 (ha)	農地	
		面積 (ha)	割合 (%)
平成 22 年	1,292	180.5	14.0
平成 27 年	1,292	164.4	12.7
令和 2 年	1,288	147.4	11.4

資料：市民部課税課 固定資産の価格等の概要調書

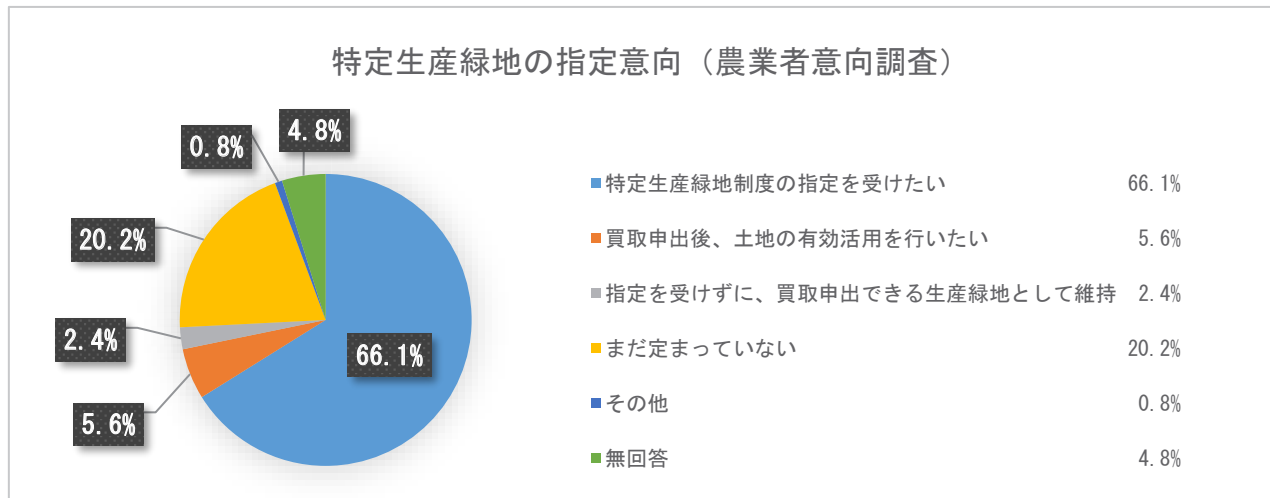
農業を継続したい意向は 9 割以上いるが、農地の維持については税負担が課題

今後の農地利用について、「現状のまま耕作を続けたい」、「経営規模を拡大したい」、「経営規模を縮小したい」と答えた農業者の割合を合計すると 9 割以上の農業者が農業を継続する意向があります。しかし、農地の保全にあたっては相続時などの税負担が課題と回答しています。



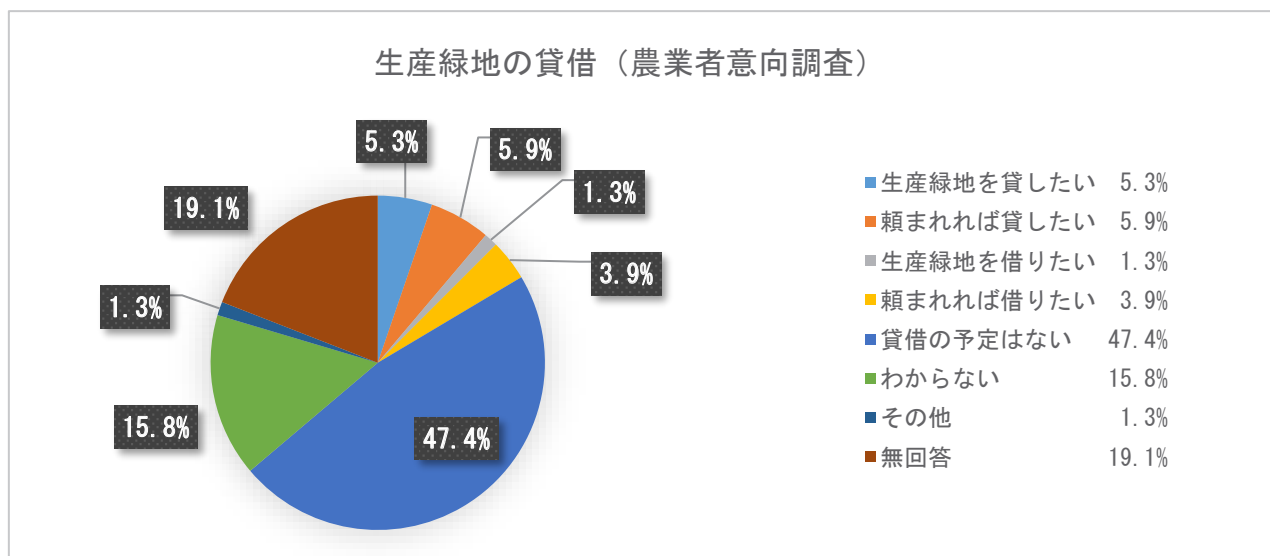
特定生産緑地制度利用について

「特定生産緑地制度の指定を受けたい」と回答した農業者が66.1%であり、また、20.2%の農業者が「まだ定まっていない」と回答しています。引き続き指定申請の推進を図る必要があります。



都市農地貸借円滑化法の活用について

生産緑地の貸借について、「貸したい」と「頼まれれば貸したい」と答えた農業者の割合を合計すると11.2%となり、「借りたい」と「頼まれれば借りたい」と答えた農業者の割合を合計すると5.2%となります。都市農地貸借円滑化法を活用し、貸したい意向と借りたい意向をマッチングさせることで、農地の有効活用が見込めます。



【今後の課題】

以上のような現状を踏まえ、本市の農地の保全・活用等に向けた課題は次のとおりです。

- 農地の保全に向け、特定生産緑地の指定申請の推進
- 都市農地貸借円滑化法の制度周知及び活用促進

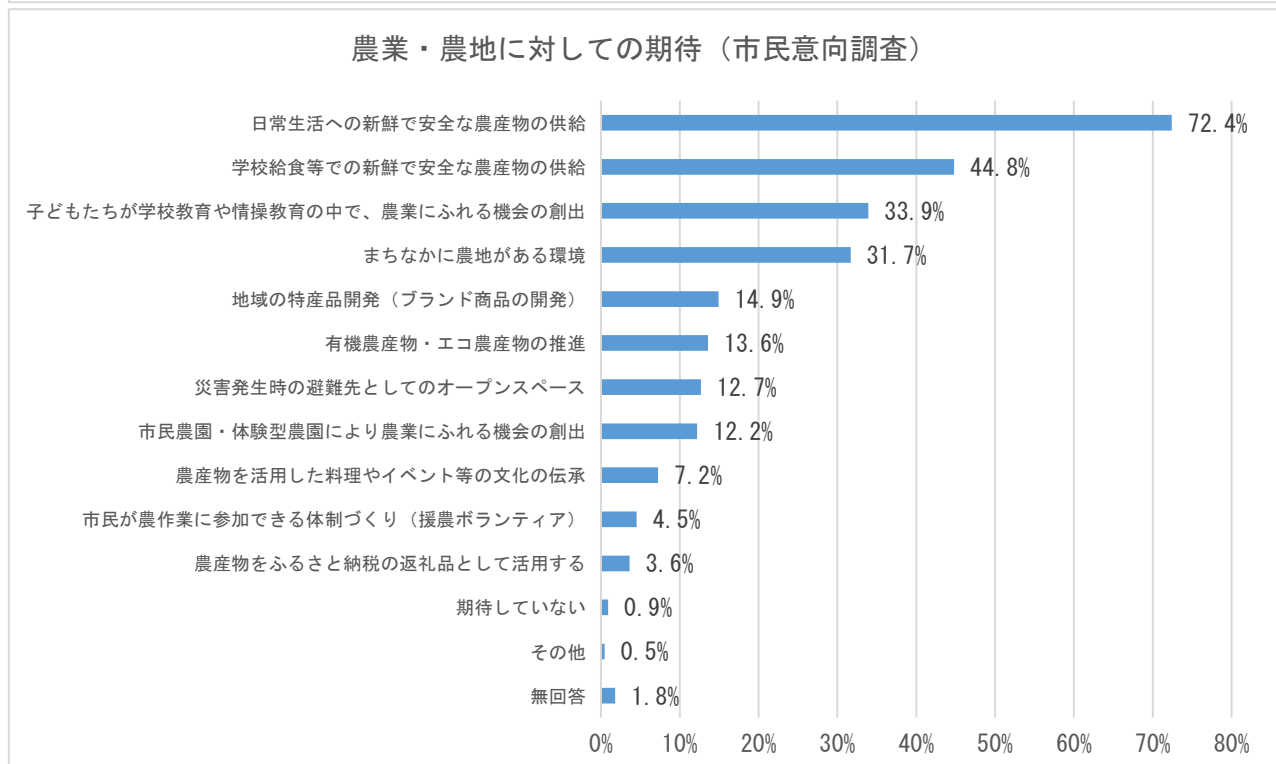
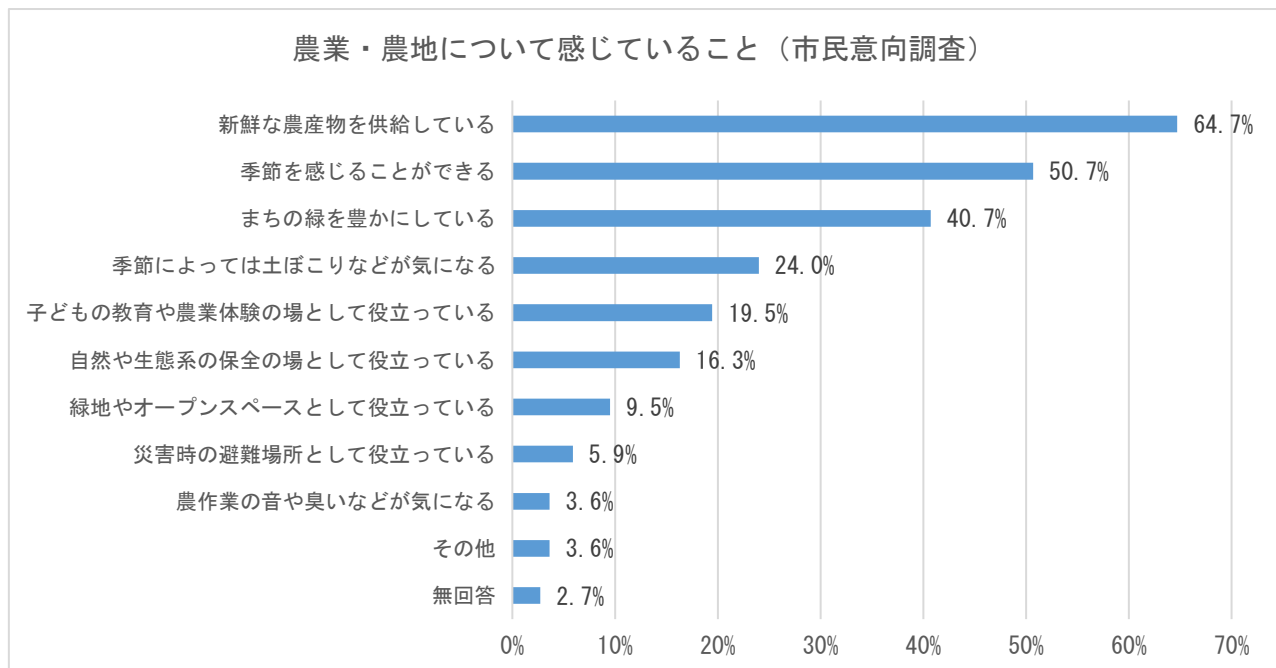
4 農業者と市民との交流に係る現状と課題

新鮮な農産物の供給基地として認知、期待がされている

農業・農地について感じていること、期待していることと共に、最も多かった回答が「新鮮な農産物の供給」となっています。

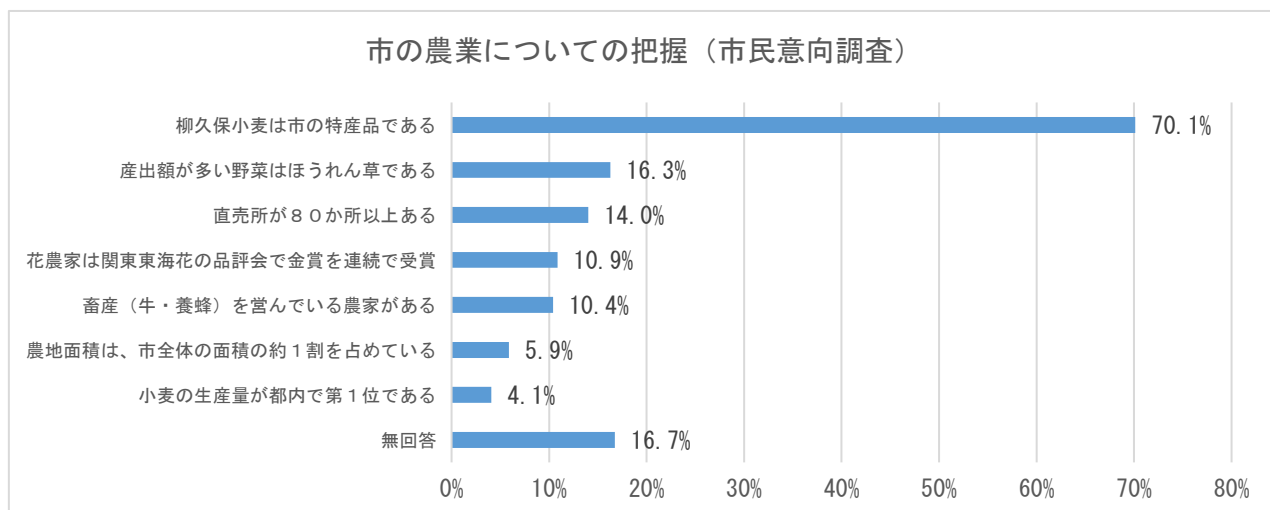
農業・農地について感じていることでは、「季節を感じるができる」、「まちの緑を豊かにしている」という回答が多い一方で、「季節によっては土ぼこりなどが気になる」といった回答もありました。都市農業について市民への理解促進が引き続き求められます。

また、農業・農地へ期待することとして、「学校給食への供給」や、「子どもたちが農業にふれる機会の創出」への回答が多くありました。市民にとって農業・農地は、食や季節の景観など市民生活に欠かせないものとして認識されています。



特産品である柳久保小麦の認知度が高い

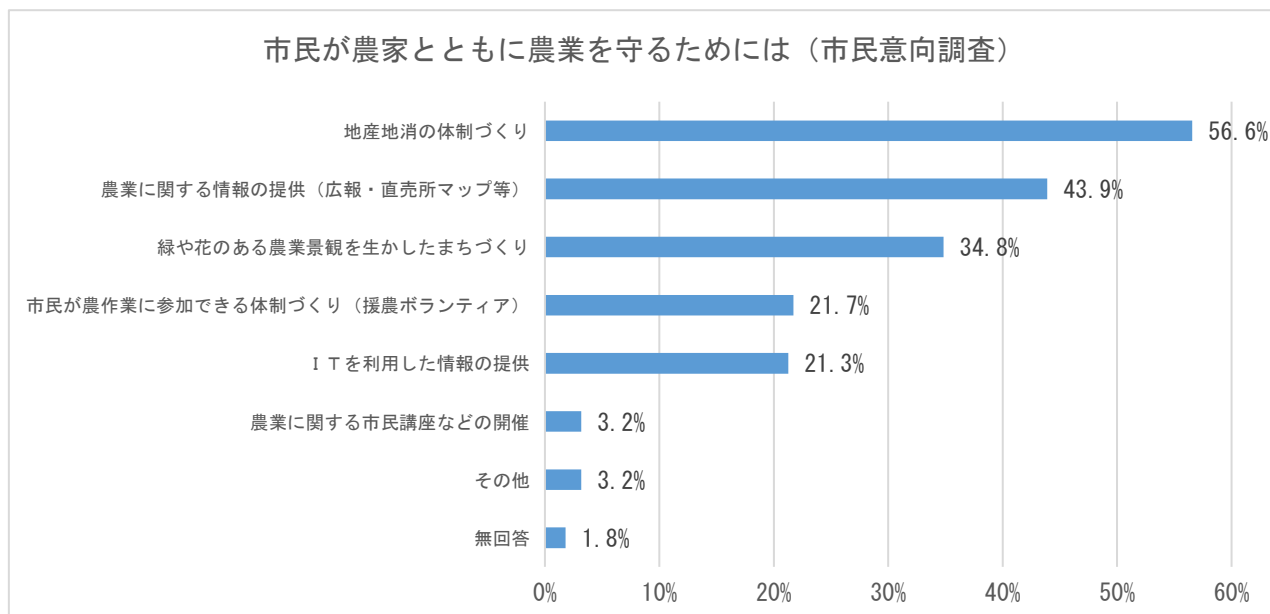
市の農業について知っていることとして、「柳久保小麦は市の特産品である」との回答が 70.1% ある一方、その他の回答は 20%以下となっています。生産者と共に、様々な媒体を通じて柳久保小麦について発信し続けたことが結び付きましたが、その他については、引き続き情報発信が必要となります。



市民が農家とともに農業を守っていくため、地産地消の体制づくりが期待されている

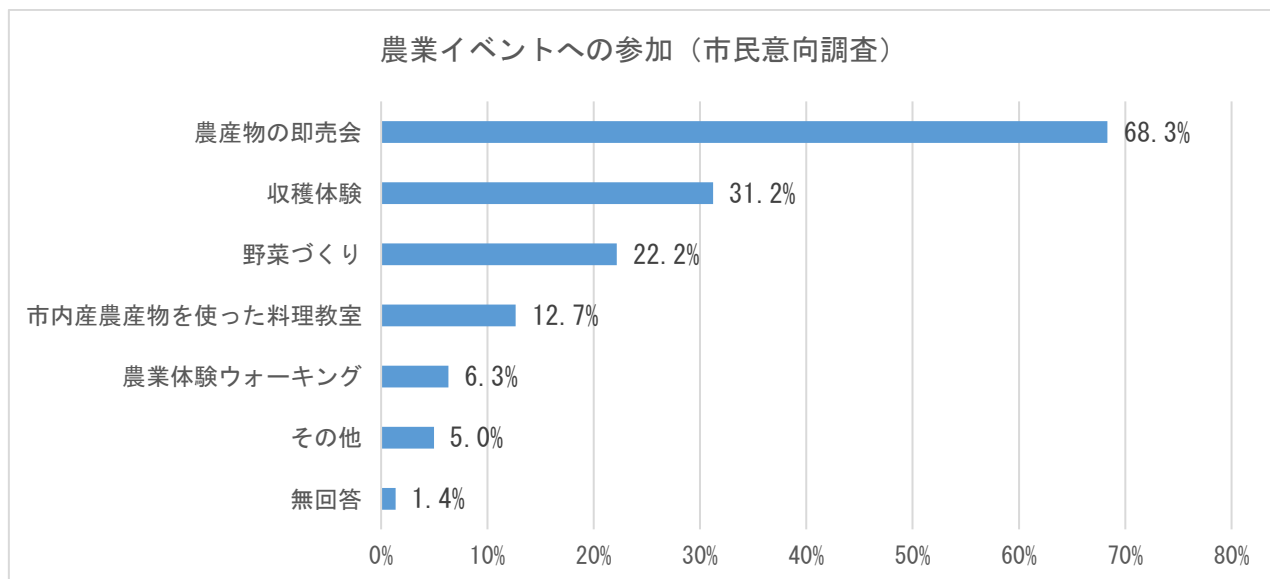
農業を守っていくために必要なこととして、「地産地消の体制づくり」と回答した割合が 56.6% で、次いで、「農業に関する情報の提供」、「農業景観を生かしたまちづくり」となっています。

市内には 80 か所以上の直売所が点在し、スーパー等でも地場産農産物が販売されるなど、市民にとっては地場産農産物を身近に購入できる環境にあります。学校給食でも地場産農産物の活用を進めていますが、更なる地産地消の推進が求められています。



農業イベントとして即売会の開催が期待されている

市民が参加したいイベントとして、「農産物の即売会」が最も多く、次いで「収穫体験」、「野菜づくり」となっています。



【今後の課題】

以上のような現状を踏まえ、本市の農業に関する情報発信及び、市民との交流促進に向けた課題は次のとおりです。

- ☐ 広報・ホームページ・各種媒体を活用した農業情報の発信
- ☐ 市民ニーズに応じた各種イベントの開催
- ☐ 給食における地場産農産物の活用推進など、学校給食で農業に触れ合う機会の創出

第3章 計画の実現に向けた施策の展開

1. 計画の体系

将来像『市民みんなで未来につなげる都市農業』	
1 魅力ある農業経営づくり	
(1) 活力ある経営体の育成	① 農業経営の確立 ② 経営体の近代化、改善 ③ 生産環境の整備
(2) 後継者、担い手の育成	① 後継者の育成【統合】 ② 生産者組織、後継者組織の育成・支援 ③ 市民による援農体制の検討【統合】
(3) 地域性を生かした農業生産	① 地域の特徴を生かした農産物の普及、振興【文言整理】 ② 環境保全型農業の推進【統合】
(4) 消費者と結びついた流通、販売	① 市内流通・販売の検討、推進【統合】 ② 直売所の充実 ③ 観光農業の充実
2 市民生活を支える農地の維持、保全	
(1) 生産緑地の維持、保全	① 生産緑地の確保 ② 相続対策の支援
(2) 農地の保全と有効活用	① 農地に関する情報発信 ② 市民活用による農地の保全 ③ 防災機能としての活用 ④ 農地の貸借における仲介の仕組みづくり【新規】
(3) まちづくりとの連携	① 農のあるまちづくりの位置づけ ② 関連計画との調整 ③ 農業集落環境の保全
3 暮らしにうるおいをもたらす農業の展開	
(1) 東久留米市農業のPRと交流の場づくり	① 農業情報の提供 ② 市民と農業の交流機会の拡大
(2) ふれあいの場の確保と拡大	① 農業体験の場の確保 ② 幼児、学校教育との連携
(3) 都市環境へのうるおいの提供	① 生態系、水循環に配慮した農地等の周知 ② 屋敷林、雑木林の活用
4 東久留米市農業振興計画の推進	
(1) 計画実現に向けた体制整備	① 計画推進・進行管理体制の強化 ② 計画的な施策の推進 ③ 庁内推進体制の強化 ④ 広域的な連携や働きかけ

2. 施策の展開

4つの基本方針に基づき、それぞれ主要事業を掲げます。各主要事業については、当該事業が目指す方向性を示し、施策を実現するために展開する個別事業を設けています。

1 魅力ある農業経営づくり

(1) 活力ある経営体の育成

課題

- 農業所得の向上及び後継者や若者に魅力ある経営体の育成
- 営農意欲を高める取組みや経営改善意欲のある農業者への支援
- G A P 認証制度の周知

これまでの施策実施評価

- ① 農業経営の確立
 - ・ 将来に渡り安定的かつ戦略的な農業経営を図る認定農業者の拡大を目指し、説明会やフォローアップ相談会を開催し、認定農業者数の増加に結び付けた。
- ② 経営体の近代化、改善
- ③ 生産環境の整備
 - ・ 農業者に対し、東京都による各種補助事業を活用し、施設整備、農地保全の取組み、優良農地の創出について支援し、各経営体の経営力強化につながった。

今後の目指す方向性

認定農業者をはじめとする本市の中心となる農家の経営を引き続き支援するとともに、全ての農家が販売を目指すよう支援します。

活力ある経営体の育成

- ① 農業経営の確立【継続】
 - ・ JA、中央農業改良普及センター等の指導、助言による支援
 - ・ 認定農業者の普及と農業経営改善計画の支援
 - ・ 各種媒体を活用したG A P 認証制度の周知、研修、講習の実施
- ② 経営体の近代化、改善【継続】
 - ・ 女性農業者の役割明確化など家族経営協定締結の推進
 - ・ 先進経営体の視察や研修会などの開催支援
 - ・ スマート農業経営実務、パソコン活用等の研修、講習の実施
- ③ 生産環境の整備【継続】
 - ・ 生産、販売等の施設整備の支援
 - ・ 鳥獣害防止対策の支援

（２）後継者、担い手の育成

課題

- 農業後継者や新規就農者の確保に向けた支援の検討
- 農業を支援する多様な担い手の確保
- 市民が農作業の担い手となる仕組みづくり

これまでの施策実施評価

- ① 後継者の育成
 - ・担い手の育成が目的の「東京都指導農業士」に、数名の農業者が認定されている。
- ② 女性農業者への支援
 - ・農業経営改善計画の支援において、家族協定等の作成を支援した。
- ③ 生産者組織、後継者組織の育成・支援
 - ・一般社団法人東京都農業会議の後継者顕彰制度を活用し、農業委員会で候補者を推薦。顕彰者で組織される「農業経営者クラブ」の運営を支援。
- ④ 市民による援農体制の検討
 - ・広域援農ボランティア制度の案内及び募集。
- ⑤ 農作業受託体制の検討
 - ・近隣自治体の導入状況等を調査研究。

今後の目指す方向性

現状の制度を活用した継続的な育成を図るとともに、市民が農作業を手伝える仕組みづくりを目指します。

後継者、担い手の育成

① 後継者の育成【統合】

- ・JA、中央農業改良普及センター等の支援による後継者及び女性農業者の指導、育成
- ・交流の場や仲間づくりの推進

② 生産者組織、後継者組織の育成・支援【継続】

- ・各生産者組織の育成、支援
- ・JA と行政の連携強化

③ 市民による援農体制の検討【統合】

- ・農業者および市民の意向把握
- ・新たな担い手としての援農の仕組みづくりの検討
- ・障害者が新たな担い手として活躍できる農福連携の検討

(3) 地域性を生かした農業生産

課題

- 東久留米の農産物、加工品のブランド化
- 安全、安心な農産物の生産

これまでの施策実施評価

- ① 地域ブランドの開発、振興
 - ・ 市特産の柳久保小麦を活用した様々な製品が作られており、その他にも農業者による蜂蜜の生産販売、野菜や果樹などを活用した加工品の販売が進められた。
 - ・ 地場産農産物を「特産品」として PR するため、直売所や量販店に掲示するプレートを作成。
- ② 環境保全型農業の推進
- ③ 安全な農産物の生産・供給
 - ・ 環境に配慮した農業を推進するため有機質堆肥等の購入に係る経費を支援。

今後の目指す方向性

東久留米市農業の特徴を生かした農産物の普及、振興を進めます。
環境保全型農業の普及と市民の理解を深め、安全、安心な農産物の供給を支援します。

地域性を生かした農業生産

- ① 地域の特徴を生かした農産物の普及、振興【文言整理】
 - ・ 地域の特徴を生かした農産物、加工品の販売支援
 - ・ ふるさと納税制度の活用
 - ・ 消費者への PR、情報発信の支援
- ② 環境保全型農業の推進【統合】
 - ・ 環境に配慮した農業の推進
 - ・ 東京都エコ農産物等の生産支援と認証制度の普及
 - ・ 農業者、市民の相互理解を深める情報提供

(4) 消費者と結びついた流通、販売

課題

- 消費者が手に入れやすい流通、販売体制
- 直売、収穫体験等の直接入手する仕組み
- 市内産農産物の更なる販売拡大

これまでの施策実施評価

- ① 出荷体制の充実
- ② 市内流通・販売の検討、推進
 - ・JA の移転に伴う、直売所の拡充を支援。
 - ・市内に新たに新店したスーパーに地場産農産物コーナーが設置。
- ③ 直売所の拡大、充実
 - ・直売所マップによる市内に 80 か所以上の直売所の PR。
- ④ 観光農業の充実
 - ・観光農園の摘み取り情報等の発信。

今後の目指す方向性

市民が身近に地場産農産物や加工品を入手できる流通・販売体制を支援するとともに、市民ニーズに応じた直売や観光農業の研究を進めます。

消費者と結びついた流通、販売

- ① 市内流通・販売の検討、推進【統合】
 - ・市内商店、量販店との連携による市内販売の推進
 - ・学校給食における地場産農産物利用の計画的な推進
 - ・多様な農産物の販売、流通の支援
- ② 直売所の充実【継続】
 - ・共同直売所におけるイベント等の情報発信
 - ・IT を活用した直売所情報の充実
- ③ 観光農業の充実【継続】
 - ・摘み取り、うね売りなどができる農園に関する情報発信
 - ・市内産果樹などの PR

2 市民生活を支える農地の維持、保全

(1) 生産緑地の維持、保全

課題

- 農地の保全に向け、特定生産緑地指定申請の推進
- 都市農地貸借円滑化法の制度周知

これまでの施策実施評価

- ① 生産緑地の確保
 - ・生産緑地の追加指定の実施。
 - ・特定生産緑地制度に関する説明会の実施。
- ② 相続対策の支援
 - ・農地保全に係る制度の周知。

今後の目指す方向性

生産緑地の維持拡大を進めるとともに、農地の管理を強化し保全を図ります。

生産緑地の維持、保全

- ① 生産緑地の確保【継続】
 - ・特定生産緑地指定申請の推進及び都市農地貸借円滑化法の周知
 - ・生産緑地の追加指定の継続
- ② 相続対策の支援【継続】
 - ・相続対策に関する研修、相談窓口等の検討
 - ・相続税納税猶予制度の堅持、改善について国に要望

（２）農地の保全と有効活用

課題

- 農地の現状への市民の理解
- 都市農地貸借円滑化法の活用促進

これまでの施策実施評価

- ① 農地に関する情報発信
 - ・広報等において、定期的に農地に関する情報を発信した。
- ② 市民活用による農地の保全
- ③ 援農等による農地の保全
 - ・先進事例について調査研究を行った。
- ④ 防災機能としての活用
 - ・大規模な災害の発生時に、農地を避難空間として利用する防災協力農地を指定した。

今後の目指す方向性

農地の情報を広く市民に提供し理解を深めるとともに、市民による多様な農地活用方策を検討し農地を保全します。

都市農地の貸借について、農業者の経営改善、農地の適正な管理につながるよう仕組みづくりを研究し、農地の保全に繋げることを目指します。

農地の保全と有効活用

- ① 農地に関する情報発信【継続】
 - ・農地周辺住民への周知
 - ・標示板等による農地情報の提供
- ② 市民活用における農地の保全【継続】
 - ・市民農園による農地の保全
- ③ 防災機能としての活用【継続】
 - ・防災協力農地の内容の充実と市民への周知
 - ・農業者と住民の協議による災害時の地域の農地活用の検討
- ④ 農地の貸借における仲介の仕組みづくり【新規】
 - ・農地の貸借における仲介の仕組みの検討

(3) まちづくりとの連携

課題

- まちづくりの資源としての検討
- まちを構成する他の地域資源との連携

これまでの施策実施評価

- ① 農のあるまちづくりの位置づけ
- ② 関連計画との調整
- ③ 農業集落環境の保全
 - ・都市農業振興基本法により、都市農地の位置づけが、「あるべきもの」へと大きく転換され、都市を形成する上で農地が重要な役割を果たすものとなった。

今後の目指す方向性

まちづくりにおける農地の役割を明確にし、関連計画・施策と連携による農地の保全を図ります。

まちづくりとの連携

- ① 農のあるまちづくりの位置づけ【継続】
 - ・農地の役割の明確化と土地利用計画に位置づけて保全
 - ・緑のネットワークづくり等と調和のとれた農地に位置づけて保全
- ② 関連計画との調整【継続】
 - ・都市計画マスタープラン等の施策による農地の保全
 - ・農業公園等の位置づけによる活用の検討
 - ・福祉、教育の施策展開の場としての活用
- ③ 農業集落環境の保全【継続】
 - ・集落景観の写生会、撮影会等のイベントによる景観の周知と発掘
 - ・観光マップ等と連携した散策ルートづくり
 - ・景観維持、保全に向けた方策段階からの市民参画、協力体制の検討

3 暮らしにうるおいをもたらす農業の展開

(1) 東久留米市農業の PR と交流の場づくり

課題

- 農業に関する農業者、市民の相互理解
- 農業者と市民がふれあう機会
- 広報・ホームページ・各種媒体を活用した農業情報の提供
- 市民ニーズに応じた各種イベントの開催

これまでの施策実施評価

- ① 農業情報の提供
 - ・収穫体験や即売会の農業イベント情報について、広報紙や市ホームページ、SNS での情報発信。
- ② 市民と農業の交流機会の拡大
 - ・農業体験ウォーキング、直売所を巡る農さんぼなど、農業者と市民の交流イベントの実施。

今後の目指す方向性

農業・農地・農産物に触れる機会を創出し、本市の農業の魅力を広く市民に普及・啓発するための、効果的な取組みを進めます。

東久留米市農業の PR と交流の場づくり

① 農業情報の提供【継続】

- ・広報、市 HP での情報提供、SNS 等を通じた旬な情報発信
- ・農業者や農業団体、市民が行う農業情報発信の取組みを支援
- ・農業委員会だよりの充実と周知
- ・各種配布物による市農業の PR
- ・農の情報発信拠点の検討

② 市民と農業の交流機会の拡大【継続】

- ・交流機会の拡大と食文化の継承
- ・市民農園利用者等との交流機会の拡大と農業技術の伝承や援農体制の検討

(2) ふれあいの場の確保と拡大

課題

- 市民が農業・農地と触れ合える場の確保
- 子どもたちが農業に触れ体験する場の創出
- 給食における地場産農産物の活用など、学校給食で農業に触れ合う機会の創出

これまでの施策実施評価

- ① 農業体験の場の確保
 - ・体験型農園の説明会の実施による農園数の拡大。
 - ・市民農園について、土地を所有者の意向により返還した場合に、新たな市民農園を開設し、市民の農に触れる機会の確保に努めた。
- ② 幼児、学校教育との連携
 - ・全市立小・中学校で、市内産農産物を食べる「くるめ産給食の日」を実施。

今後の目指す方向性

農業・農地・農産物に触れる機会を創出し、本市の農業の魅力を広く市民に普及・啓発するための、効果的な取組みを進めます。

また、給食における地場産農産物の活用推進など、学校給食で農業に触れ合う機会の創出を進めます。

ふれあいの場の確保と拡大

- ① 農業体験の場の確保【継続】
 - ・農業体験型農園の推進
 - ・市民農園の継続と充実
- ② 幼児、学校教育との連携【継続】
 - ・学校給食における地場産農産物利用の計画的な推進（再掲）
 - ・学校、教育委員会と連携した農業に関する教育の推進
 - ・食育との連携

(3) 都市環境へのうるおいの提供

課題

- 農業・農地が都市環境にうるおいを提供していることへの理解の促進
- 農地、屋敷林、雑木林、水辺などを一体的な環境としてとらえることへの理解の促進

これまでの施策実施評価

- ① 生態系、水循環に配慮した農地等の周知
- ② 屋敷林、雑木林の活用
 - ・ 緑地と一体となって武蔵野の風景を形成している農地については、東久留米市第二次緑の基本計画及び東久留米市緑地保全計画において、保全の対象とされている。

今後の目指す方向性

農地と周辺の緑の生態系、水循環としての機能等を検討し、都市環境にうるおいをもたらす農業・農地への市民の理解を深めます。

都市環境へのうるおいの提供

- ① 生態系、水循環に配慮した農地等の周知【継続】
 - ・ 農地と屋敷林の自然の保全機能を広く市民に周知、意識向上の促進
- ② 屋敷林、雑木林の活用【継続】
 - ・ 屋敷林、雑木林の役割を市民に周知

4 東久留米市農業振興計画の推進

(1) 計画実現に向けた体制整備

課題

- 施策内容の計画的な推進
- 庁内および関係機関との相互連携、調整

これまでの施策実施評価

農業振興計画推進協議会、同推進委員会にて、農業振興計画の推進に向けた検討、進捗管理を行ってきた。

今後の目指す方向性

関連計画、関係課と連携を図り、計画的に事業を進めてきました。農業者、市民、行政、関係組織のパートナーシップにより協働して施策を進めます。

東久留米市農業振興計画の推進

① 計画推進・進行管理の強化【継続】

- ・ 農業者、市民、行政、関係団体等による進行管理体制の強化
- ・ 進行管理組織による計画の評価と実践の推進

② 計画的な施策の推進【継続】

- ・ 国、都などの関連計画との調整と事業の実施
- ・ 関係課との日常的な連携、調整

③ 庁内推進体制の強化【継続】

- ・ 各部課との関連する実施計画との連携
- ・ 農業振興に関する特定課題解決に向けた関係課による組織体制の構築と実施

④ 広域的な連携や働きかけ【継続】

- ・ 近隣市との連携
- ・ 農地制度の改善への働きかけ
- ・ 農業、農地における税制の改善の働きかけ

3. 東久留米市農業振興計画の実現に向けて

農業振興計画の実現には、行政のみならず、農業に関わる各団体の役割が重要であることから、計画推進体制の確立、農業支援体制の強化を図り、その実現を図ります。

(1) 計画推進体制の確立

農業者、JA、市民、行政、関係機関等の協力体制および市内の連携体制の充実を図るとともに、農業施策の実施および農業振興計画の進行管理を行います。

① パートナーシップによる計画実践の推進

農業者、市民、農業者団体、市民団体、民間企業、関係機関、行政等により、計画の実践および進行管理を行います。

② 市内推進体制の確立

計画に関連する部課との協議や調整、連携による事業展開を図ります。各課に関連する事業については、関係課からなる組織体制を確立し事業を実施します。

(2) 各主体の役割

計画を実現していくためには、計画に関わる各主体がそれぞれの役割を果たすとともに、連携した取組みが重要であり、そのため計画の実現に向けた各主体の役割を以下に示します。

計画に関わる主体	主な役割	主な実施事項
農業者・農業者団体	・生産者、環境の管理者として計画推進	・地域特性に応じた農業生産
JA	・生産者の支援、生産者と消費者を結ぶ	・共同販売所等の交流施設の確保 ・地場販路の拡大
市民、市民団体、民間企業	・農業の理解者として計画推進への支援 ・地域の構成員としての協力	・農業についての学習や体験 ・援農、農業環境の保全の協力 ・農産物の地場流通への支援 ・人材、経営ノウハウの提供
東久留米市農業委員会 (東京都農業会議)	・農地や担い手の確保対策 ・地域農業振興の先導役として積極的な支援	・農業振興計画の実現に向けた支援
行政	・各団体、市民の相互連携の援助、計画の進行管理（市） ・農業者への営農支援（普及センター）	・経営推進組織づくり（市） ・計画全体の進行管理（市） ・技術指導、経営指導、情報提供（普及センター）
関係機関 (商工会、生協等)	・農業振興関連施策への支援	・農業振興関連施策への支援

(3) 農業支援体制の強化

税負担の問題等についての改善を東京都とともに国へ働きかけます。

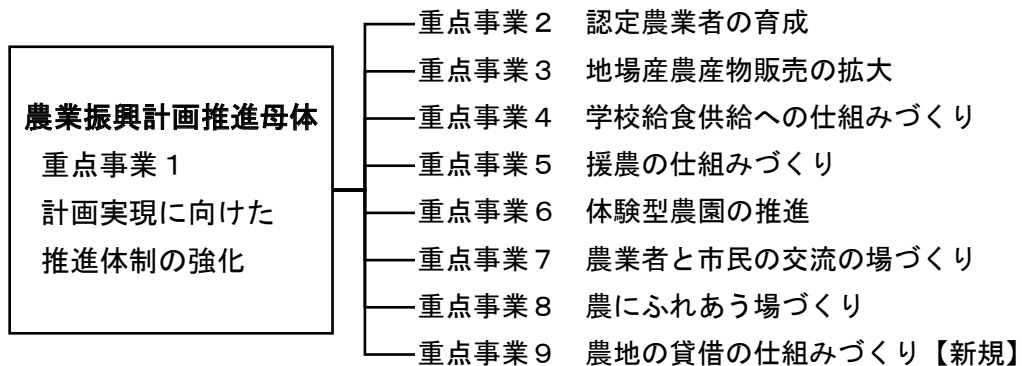
国や東京都の施策との連携により、都市農業の継続、発展に必要な新たな制度、手法の創設などを目指します。特に、都市農業振興や都市農地保全の新たな動きを踏まえて、市独自の制度検討と合わせて、都市農業振興基本法に基づく制度手法や、農業に関する総合特区制度の活用などの取組みを進めます。

4. 重点事業の設定

東久留米市農業の振興においては、計画推進体制の強化を図るとともに、計画の中で特に『重要度、緊急度、優先度の高い計画』、『農業振興において効果や広がりのある計画』、『農業者と市民の相互理解が深まる計画』などの視点から、重点事業を設定してきました。

これまで掲げてきた重点事業のほか、今回の中間見直しにあたり、農地面積の減少を食い止めるため、新たに重点項目を設定します。

〔重点事業の位置づけのイメージ〕



第4章 東久留米市の農業基本構想

本章では、農業経営基盤強化促進法に基づく「農業経営基盤強化促進基本構想」に関する内容を記載します。

1. 基本目標の設定

本計画の中間見直しに伴い、5年後の令和7（2025）年の主要な指標の基本目標を設定し、目標を実現するために、本計画を展開します。

（1）農家数

農家数は、平成27（2015）年の時点で274戸（2015農林業センサス）でしたが、令和2（2020）年では241戸（2020農林業センサス調査結果速報）と、5年間で33戸（12.0%）、年平均6.6戸減少しています。このまま推移した場合、令和7（2025）年度には208戸にまで減少してしまうことが予想されます。本計画で示す施策を展開することにより、令和7（2025）年度の農家数を概ね220戸と設定します。

年	農家数（戸）
平成27年	274
令和2年	241
令和7年	220

（2）農地面積

農地面積は平成27（2015）年時点で164.4haでしたが、平成28（2016）年時点で161.5ha、平成29（2017）年時点で158.2ha、平成30（2018）年時点で154.0ha、令和元（2019）年時点で150.2ha、令和2（2020）年時点で147.4ha（市民部課税課資料）と、5年間で17.0ha減少（平均すると3.4ha/年間の減少）しており、このまま推移すると、令和7（2025）年度は130.4haとなります。農地保全施策を展開することで、令和7（2025）年度の農地面積を概ね135.0haと設定します。

年	農地面積（ha）
平成27年	164.4
平成28年	161.5
平成29年	158.2
平成30年	154.0
令和1年	150.2
令和2年	147.4
令和7年	135.0

（3）中核的な農家数

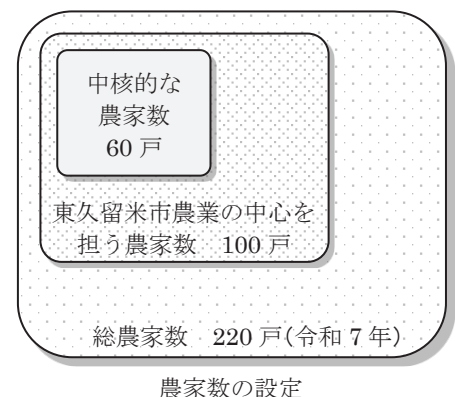
中核的農家は農業経営志向が高く、効率的かつ安定的な経営を行うとともに、経営モデルに該当する所得（300万円以上）を目標とする農家として、概ね60戸（総農家数の約27.3%：令和2年の認定農業者数は51名）と設定します。

（4）東久留米市農業の中心を担う農家数

農業者意向調査をもとに、年間農業所得の目標額が100万円以上で農業継続意欲のある農家を対象とし、概ね100戸（総農家数の約45.5%）と設定します。

（5）農用地の利用の集積目標

認定農業者をめざす農家を効率的かつ安定的な農業経営を営む者とし、認定農業者をめざす農家に対する農用地の利用集積に関する目標は、認定農業者の1戸当たりの所有面積を80a、目標年次の認定農業者数を60戸と



して概ね 48ha、将来の地域における農用地の利用に占める面積割合の目標を 35.6%とします。

また、効率的かつ安定的な農業経営が利用する面積集積の目標については、面積集積は困難なため、施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めることとします。

(6) 農用地の利用関係の改善に関する事項

関係機関及び関係団体の緊密な連絡の下、認定農業者等の担い手の状況に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しするため、農作業の受委託等の取組みを促進します。その際、東久留米市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組みが効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、認定農業者等の担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて講じます。

(7) 労働力、労働時間と農業所得目標

労働力は、主たる従事者 1 人と補助的従事者 1 人からなる家族経営を基本とし、雇用労働力や援農労働力などの活用も考慮します。

労働時間は、農業者の健康や余暇時間を確保する観点から、農作業の省力化対策を積極的に進め、経営に合わせた雇用や援農などの活用により、主たる従事者の 1 人当たりの年間労働時間は、概ね 1,800 時間を目標とします。

年間農業所得の目標は、中核的な農家は他産業従事者並みの水準を確保することを目標に概ね 500 万円を基本とし、経営規模、農業従事者数、年齢、経営モデルに示す営農類型の項目により、300 万円以上を目標とします。

また、農業所得 100 万円以上を目標とする農家を東久留米市農業の中心となる農家として位置づけ支援します。経営規模の小さな農家においても、10a 当たり 15～30 万円の農業販売金額を目標に、直売等によりすべての農家が販売に取り組むことを目標とします。

(8) 農業経営の改善

農産物の販売は市場出荷だけでなく、多様な地産地消形態が都市農業の理解の推進につながることから、庭先販売等の直売、地元スーパー等、契約栽培、学校給食の食材、観光と結びつけた方策などを積極的に取り入れていきます。

経営管理は、合理化を進めるとともに、複式簿記記帳の実施、経営と家計の分離、青色申告の実施を奨励します。

農業従事の態様等の改善としては、年間労働時間を 1,800 時間にするための作業の合理化、臨時雇用や援農による労働の負担軽減、家族経営協定等による労働環境の改善を推進していきます。

(9) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成に関する目標

① 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

今後、担い手の高齢化や、農業従事者の減少を考慮すると、将来にわたって東久留米市の農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

新規就農者の農業所得および労働時間の目標は、東久留米市およびその周辺市町村の他産業

従事者や優良な農業経営の事例と均衡する主たる従事者 1 人当たりの年間労働時間 1,800 時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には、農業所得を主として生計が成り立つ年間農業所得 300 万円を目標とします。

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間 1 万人から 2 万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、東京都農業振興基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、東久留米市においては年間 1 人の当該青年等の確保を目標とします。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組み

新規就農者への支援体制については、都の就農相談機関である東京都青年農業者等育成センター（公益財団法人東京都農林水産振興財団）および東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談機能の充実を図ります。また、技術指導および経営指導については、中央農業改良普及センター、JA 東京みらい等と連携して、重点的に指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

③ 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

①に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、東久留米市における主要な営農類型については、次頁の 2. ③に示す、農業の広がりを支える経営体モデルを指標とします。

(10) 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

全都市街化区域のため、本事業は該当しません。

2. 経営モデルの設定

経営モデルについては、中核的農家など、本市の農業を担う農業経営体を概ね 10 年間で育成することを目標として、下表に示した営農類型別に設定します。

これらの経営モデルを実現するために、優良農地の保全、担い手の確保と育成、流通体制づくり市民ニーズに即した生産などの施策を推進します。

■ 営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営（中核的な農家）の指標及び生産方式

【経営モデルのタイプ】

- I 安心・新鮮・旬を基調とした顔の見える農畜産物を供給する農業
- II 市民の生活を支える農畜産物を安定的に供給する農業
- III 環境と調和した農畜産物の生産と持続可能な社会づくりに貢献する農業
- IV 市民の交流やふれあい・やすらぎを提供する農業
- V 地域産業の一翼を担う農業、地域産業と連携を進める農業

① 東久留米市の農業をリードする経営体モデル <目標所得額：1,000 万円>

V：ボランティア K：雇用

分類	タイプ	営農モデル	経営耕地 面積 (a)	労働力 (人)	主な品目	備 考
野菜	I II III	野菜の契約出荷と直売を主とした経営	130	3 +V 1	大根、ホウレンソウ トウモロコシ、多品 目	施設 20 a
野菜	I III IV	野菜の契約出荷と農業体験 を取り入れた経営	180	3 +V 2	ミズナ、ホウレンソ ウ、トマト	施設 30 a
野菜	I II III	野菜の契約出荷とイチゴの 直売を主とした経営	130	2.5 +V 2	枝豆、スイートコー ン、イチゴ、トマト	施設 50 a
花き	II V	鉢花・花壇苗の市場出荷を 中心とした経営	90	3.5 +K 1	ビオラ、ペチュニア	施設 30 a

② 地域の農業を担う経営体モデル <目標所得額：500 万円>

V：ボランティア

分類	タイプ	営農モデル	経営耕地 面積 (a)	労働力 (人)	主な品目	備 考
野菜	I II III	野菜の契約出荷と直売を主 とした経営	100	2.5	小松菜、ホウレンソ ウ、枝豆、大根	施設 30 a
野菜	II III	葉菜類を中心とした契約出 荷中心の経営	80	3.5	ホウレンソウ、コマ ツナ、大根	施設 25 a
花き	I II III	鉢花・花壇苗の市場出荷を 中心とした経営	60	2.5	シクラメン、ニチニ チソウ、野菜苗	施設 20 a
果樹	I	果樹の直売を主とした経営	80	2.5 +V 1	ブドウ、キウイ、ナ シ	施設 10 a

③ 農業の広がりを支える経営体モデル <目標所得額：300 万円>

分類	タイプ	営農モデル	経営耕地 面積 (a)	労働力 (人)	主な品目	備 考
野菜	I III	直売を主とした経営	30	2	ホウレンソウ、コマ ツナ、多品目	施設 15 a
野菜	I III IV	野菜の直売と体験型農園を 主とした経営	70	2.5	トマト、キュウリ 多品目	体験型農園 15 a 施設 5 a
果樹	I IV	果樹の庭先直売と観光果樹 園を行う経営	50	2	キウイ、ブルーベリ ー、柿	
野菜	I II III	給食出荷と契約出荷を中心 とした経営	50	2	キャベツ、ジャガイ モ、多品目	施設 4 a

④ 東久留米市農業を支える農家 <目標所得額：100～300 万円>

小規模経営の農家において、農地の機能や活用、多様な販売方法を探り、農業経営の底上げを
目指し、本市の農業を支える経営体。

⑤ 自家用野菜等の自給的農家

10a 当たり 15～30 万円の農業販売金額を目標に、直売等により本市のすべての農家が販売に
取組むことを目標とする。

※農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者の認定基準としての経営モデルは①～③とする。

資料編

東久留米市農業振興計画推進協議会・推進委員会

令和 2（2020）年度に推進協議会（3 回）・推進委員会（5 回）を開催し、計画見直しに向けた検討・協議を進めました。

1. 開催概要

開催年月日	開催種別	主な内容
令和 2 年 5 月 2 7 日	第 1 回 協議会	・委嘱書交付 ・東久留米市農業振興計画の中間見直しについて（スケジュール案と骨子について）
令和 2 年 6 月 2 7 日	第 1 回 委員会	・任命書交付 ・東久留米市農業振興計画の中間見直しについて（スケジュール案と骨子について、市の農業の概要、農家及び市民アンケート調査の内容について）
令和 2 年 8 月 2 7 日	第 2 回 委員会	・東久留米市農業振興計画の中間見直しについて（農業者及び市民アンケート集計結果について）
令和 2 年 1 0 月 7 日	第 3 回 委員会	・東久留米市農業振興計画の中間見直しについて（中間見直しの方向性のまとめについて）/重点事業の推進に向けて
令和 2 年 1 1 月 2 6 日	第 4 回 委員会	・東久留米市農業振興計画の中間見直しについて（中間見直しの素案の検討について） ・パブリックコメントの実施について
令和 2 年 1 2 月 1 6 日	第 2 回 協議会	・東久留米市農業振興計画の中間見直しについて（中間見直しの素案の検討について） ・パブリックコメントの実施について
令和 3 年 2 月 5 日	第 5 回 委員会	・東久留米市農業振興計画の中間見直しについて（パブリックコメントについて、中間見直しの案のまとめについて、概要版について）
令和 3 年 2 月 2 4 日	第 3 回 協議会	・東久留米市農業振興計画の中間見直しについて（パブリックコメントについて、中間見直しの案のまとめについて、概要版について）

2. 東久留米市農業振興計画推進協議会・推進委員会設置要綱等・委員名簿

東久留米市農業振興計画推進協議会設置要綱

(設置)

第1 東久留米市における農業生産の振興及び都市環境と調和した農業の確立を図る目的で策定されている「東久留米市農業振興計画」の進捗状況について随時検証し、計画内容の実現に向けて推進していくため、東久留米市農業振興計画推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 推進協議会は、次に掲げる事項について管理及び検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 東久留米市農業振興計画の推進に関する進行管理
- (2) その他東久留米市農業振興計画の推進に関し必要な事項

(協議会の構成)

第3 推進協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 東京都産業労働局農業振興事務所農務課職員
- (2) 東京都産業労働局中央農業改良普及センター普及指導員
- (3) 一般社団法人東京都農業会議事務局長
- (4) 東京みらい農業協同組合東久留米支店支店長
- (5) 東久留米市農業委員会会長
- (6) 東久留米市市民部長

(会長及び副会長)

第4 推進協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、構成員の互選により、副会長は、会長の指名により選出する。
- 3 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 会長は、必要に応じ推進協議会を招集し、その議長を務める。

- 2 推進協議会は、3名以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 推進協議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長がこれを決する。

(推進委員会の設置)

第6 推進協議会に農業振興計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置くことができる。

(推進委員会の責務)

第7 推進委員会は、農業振興計画を具体的に推進する役割を担い、プロジェクトチームを設置することができる。

(庶務)

第8 推進協議会の庶務は、市民部産業政策課において処理する。

(委任)

第9 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。

付 則

この訓令は、平成29年5月17日から施行する。

付 則（東久留米市訓令乙第 5 4 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 2 4 日から施行し、改正後の第 3 第 1 号の規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。

【東久留米市農業振興計画推進協議会 委員名簿】 ☆印 協議会会長

区分	氏名	所属等
関係行政機関	中野 真弓	東京都産業労働局農業振興事務所農務課
関係行政機関	吉田 滋実	東京都産業労働局中央農業改良普及センター 主任普及指導員
関係団体	角田 由理子	一般社団法人 東京都農業会議 専務理事兼事務局長
農業団体職員	川口 一清	東京みらい農業協同組合 東久留米支店 支店長
関係行政機関	☆ 中島 哲	東久留米市農業委員会 会長
東久留米市	山下 一美	東久留米市 市民部長

東久留米市農業振興計画推進委員会設置要領

（設置）

第 1 東久留米市における農業生産の振興及び都市環境と調和した農業の確立を図ることを目的として策定された「東久留米市農業振興計画（以下「振興計画」という。）に定める計画内容の実現に向けて推進するため、東久留米市農業振興計画推進協議会（以下「推進協議会」という。）すべてに共通するプロジェクトチームとして、東久留米市農業振興計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第 2 推進委員会は、次の各号に掲げる事項を協議及び検討する。

- （1） 東久留米市農業振興計画の推進に関する事項
- （2） その他東久留米市農業振興計画の推進に関し必要な事項

（委員会の構成）

第 3 推進委員会は推進協議会により、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- （1） 東京都産業労働局中央農業改良普及センター職員
- （2） 一般社団法人東京都農業会議事務局職員
- （3） 東京みらい農業協同組合東久留米支店指導経済課長
- （4） 東久留米市農業委員会農業経営部会長
- （5） 有識者
- （6） 東久留米市市民部産業政策課長

2 第 3（5）に定める有識者の任期は 3 年とし、再任を妨げない。

3 推進委員会は、第 3 に掲げるもののほか、振興計画の推進にあたって必要となった場合には、新たに専門家や関係者を加えることができるものとする。

（委員長及び委員長職務代理者）

第 4 推進委員会に委員長及び委員長職務代理者を置く。

- 2 委員長は、構成員の互選により、委員長職務代理者は、委員長の指名により選出する。
- 3 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員職務代理者は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員長は、必要に応じ推進委員会を招集し、その議長を務める。

2 推進委員会は、3名以上の出席がなければ開くことができない。

3 推進委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。

4 推進委員会は、会議において農業振興計画を具体的に推進するために必要な事項について協議、検討をし、決定した事項について推進協議会に報告する。

(庶務)

第6 推進委員会の庶務は、市民部産業政策課において処理する。

(委任)

第7 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

【東久留米市農業振興計画推進委員会 委員名簿】 ☆印 委員会会長

区分	氏名	所属等
関係行政機関	中野 優輝	東京都農業振興事務所 中央農業改良普及センター 普及指導員
関係団体	田中 誠	一般社団法人東京都農業会議 農政・経理担当部長
農業団体職員	山下 慎一朗	東京みらい農業協同組合 東久留米支店 指導経済課長
関係行政機関	横山 幸男	東久留米市農業委員会 農業経営部会長
有識者	☆ 遠藤 清美	前東久留米市農業振興計画策定委員会 委員長
東久留米市	島崎 修	東久留米市 市民部 産業政策課長
関係者	大島 昇	東久留米市認定農業者の会
消費者	大野 浩子	一般公募市民

東久留米市農業振興計画
中間見直し
市民みんなで未来につなげる都市農業
令和３年３月

発 行 東久留米市

編 集 東久留米市市民部産業政策課

〒203-8555 東京都東久留米市本町三丁目３番１号

電話 042-470-7777（代） FAX 042-470-7811

E Mail sangyoseisaku@city.higashikurume.lg.jp

